

第六十四回国会 衆議院 産業公害対策特別委員会議録 第六号

昭和四十五年十二月十日(木曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 加藤 清二君

理事 小山 省二君

理事 古川 文吉君

理事 渡辺 栄一君

理事 岡本 富夫君

理事 伊東 正義君

理事 江藤 隆美君

理事 久保田 四次君

理事 浜田 幸一君

理事 藤波 孝生君

理事 山下 徳夫君

理事 佐野 憲治君

理事 藤田 高敏君

理事 田畑 金光君

理事 米原 昶君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

大蔵大臣 福田 赳夫君

厚生大臣 内田 常雄君

國務大臣 (総理府総務長官) 山中 貞則君

出席政府委員

内閣官房内閣審議官 城戸 謙次君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

大蔵省理財局長 相澤 英之君

厚生政務次官 橋本龍太郎君

厚生省環境衛生局長 曾根田 郁夫君

厚生省業務局長 加藤 威二君

通商産業政務次官 小宮山 雪四郎君

通商産業省公害保安局長 莊 清君

通商産業省公害保安局長 柴崎 芳三君
通商産業省公益事業局長 長橋 尚君
自治政務次官 大石 八治君
自治大臣官房長 岸 昌君

委員の異動
十二月十日
久保田 四次君 補欠選任 江藤 隆美君
森田 重次郎君 山下 徳夫君
土井 たか子君 佐藤 觀樹君
西田 八郎君 田畑 金光君

同日
江藤 隆美君 補欠選任 久保田 四次君
山下 徳夫君 森田 重次郎君
佐藤 觀樹君 土井 たか子君
田畑 金光君 西田 八郎君

十二月九日
光化学スモッグ等大気汚染追放に関する請願 (寺前 巖君紹介)(第四〇九号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出第一七号)

騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

環境保全基本法案(細谷治嘉君外七名提出、衆議院環境保全宣言に関する件)

法第一号
環境保全宣言に関する件

○加藤委員長 これより會議を開きます。
内閣提出の公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案、及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案、並びに細谷治嘉君外七名提出の環境保全基本法案を一括して議題といたします。

各案に対する質疑を続行いたします。浜田幸一君。
○浜田委員 私は、自由民主党を代表いたしました。お許しをいただきまして、今回提案されております公害対策法案の基本的な姿勢について佐藤総理にお伺いをいたしたいと存するのでございます。

質問に入ります前に、私は、内政問題の第一の問題といわれているこの公害の問題が、臨時国会において議論されてまいりました過程を、一年議員として反省をしてみたいと考えるのであります。

私も、国民一億の課題であるこの公害に対して、深い関心を持って実は臨んでまいりました。冒頭に佐藤総理は、われわれに対して、国民に対して、福祉なくして成長なし、こういう名言を發せられました。実は私も勇氣百倍をいたして国民の期待にこたえたいと考えておったところでございます。しかしながら、審議の過程の中では、野党の諸君は、もちろん、走り出した公害対策の一つの道標ともいふべき各法案に対して、それらのすべてはさる法案であり、国民の負担にこたえられるものではないという論議が、何日間の間繰り返され繰り返されて、同時に、国民が信頼を持って毎日読んでいた新聞紙上において

も、政府提案のすべては一步後退であり、さる法案であるという極言すらした報道機関もありました。

私も若い議員は、その記事やその發言を聞くたびに、強い憤りを感ぜました。ほんとうに彼らが言うように、答弁に立っている佐藤総理やあるいは山中大臣の言っていることは、国民を欺瞞していることなのであるか。このことに私も若い力を結集して話し合い、そして同時に反省をしてみました。

そこで、私が結論として考え出しましたことは、公害というものが日本列島に急激に押し寄せてきた、あるいは日本列島のみならず、世界の國民の上に急激に押し寄せてきた結果、このような議論が戦わされることも無理なからぬことではないだろうかという結論に到達しました。しかし問題は、議論を空転させるだけが問題ではないに、われわれは目ざめることがおそかつたものではないけれども、目ざめた以上、走り出さなければならぬ、行動しなければならぬという前提に立つてこの問題に取り組むべきであるという結論に達しました。

そこで、私は、特に総理にお伺いをいたしたいのでございますが、まず第一に、処女質問でございますから、お許しをいただくとおはすお許しをいただくといつたしまして、経済成長の陰に隠れてとかく忘れがちであった、あるいは意識されていなかった自然の環境の破壊、この問題を今後続けていくとすれば、われわれは生態學的災害に直面をしなければならぬだろうと思ひます。この災害を撲滅するためには、総理の言われる蛮勇が必要だと思ひます。われわれはここから走り出す。その走り出す前提に立つてわれわれが目ざめることができれば、与野党を通して、与野党の政治的な利益を考へるだけではなしに、國民の求めるものをわれわれが与えていくために、わ

れわれが解決をしていくために、英知を結集することによって私は解決のできる問題だと考えるのでございませうが、総理は、この点について奮勇をふるわれると同時に、解決のできる問題であるとお考えであるかどうか。まず第一に基本的な姿勢としてお伺いをさせていただきますと存じます。

○佐藤内閣総理大臣 浜田君、最近の紙上やあるいは雑誌その他等について、公害問題と取り組んでいるその形について、いろいろの感想を述べられましたが、私は、本来政治というものは、国民とともに政治をするのだから、いろいろの批判を国民から受ける、そういう意味で、それはやはり謙虚に聞くべきものは聞く、こういう態度でなければりっぱな政治はできるとは思いません。したがって、まず、浜田君にもそれだけの度量を持っていたいただきたい。とにかく、自分たちの考えと反対するものはすべて気に食わない、こういうことで争ってはならない。やはり、政治を担当するのは、どこまでも謙虚に国民の声を聞く、ときには声なき声すらわれわれが聞くという態度でなければ政治はできない。このことをまず申し上げておきたい。

そこで、ただいまの公害問題ですが、かつては成長なくして繁栄なしという言い方をしたものであります。これはずいぶん誤解され、今日のように、成長は来たしたが、しかし、この成長の結果もたらす公害、それに国民が悩んでいる。そこで、経済成長は目的なのか、目標なのか、手段なのか、そういうことが実は問題になってくる。やはり何と云っても、われわれが生活すること、われわれの生命が尊重されること、これが何より大事なことで、さように考えてくると、ものごとは非常にわかりやすい。お互いがとやかく言うが、とにかく経済成長こそこれは手段じゃないのか。どうしても人間が尊重されなければならぬ。そこに私どもの政治目標が今度ははっきりした方向にいった。かつて経済が発展しないその段階だと、もっと便利に、もっと便利に、こういう

ことを追及したが、だからその形のその段階において過去にわたった態度は、間違いだとは思いません。しかしながら、ここまでくると、われわれは、手段のための経済成長、そのことをはっきり認識して、いわゆる公害などは起こさないようにしなければならぬ。だから、これは、産業界にも呼びかけて、これはどこまでも手段だということ、いわゆる福祉なくして成長なしという、そういう考え方に徹することが必要だと思ふ。

○浜田委員 ただいま、奮勇ということではなく、大勇が国民の不安を除去することができた一つの考え方であるという御指導をいただいたわけでございますが、実は、アメリカ合衆国議会にニクソン大統領が教書を送りましたときの文句に、非常にわが国の現状にマッチしたことばがあります。総理は福祉なくして成長なしということばを使われ、ただいまはまた大勇ということばで当たられれば、国民の不安と考へておる公害は解決でき得るという御発想を私は承ったわけでありますが、参考のためにもう一点だけ聞かしていただきます。『世界の歴史』上巻に、国民が立ち止まって、意識的にそして体系的に、その環境の質に対して包括的な評価を下した、ということである。それは早すぎたとは決して言えない。しかしながら、環境問題に対する一般の関心の最近の高まりは、人類が自然との関係においてあまりにも無頓着であったことに遅まきながら気が付いたことの表われである。いろいろなバランスの微妙に作用し合った中で存在する自然の諸体系に対して、軽率に加えてきた破壊をやめなければ、将来、われわれは生態学的災害に直面するであろう。しかし、われわれはそうした問題を将来避けることは可能だということであるという、やはり総理と同じような御発言を教書としてお送りになっております。

○佐藤内閣総理大臣 世界に冠たる法律というその言い方にもいろいろの意味があるだろうと思ふ。私が一番自慢したいのは、おそらく各国比べて見ても、日本くらい公害法案、各種法案を整備しているところはないだろう、かように思ふ。しかしながら、内容的にこれで十分だ、かようには思っておりません。すでにこの前、審議の際にもその点には触れたつもりであります。もちろん、不十分なものがあるだろう、そういうものはどんどん直していく。また新しいものもどんどん考えられるだろう、そういうものについても積極的に取り組んでいこう。これを皆さん方の御協力を願う、そういう意味で御鞭撻を願おう、かように申したものでございませう。

ただいまの科学技術の進歩から申せば、われわれの知識、それはもう際限なく発展している。技術も非常に進んできている。いわゆる公害だと言っているものが、そのつかまへ方によっては有用になるのじゃないか。一つの例をとっていえば、セメント工場で吐き出している粉じん、これはりっぱな副産物に還元することができ。あるいは製油工場に出しているこれも、あるいは硫酸になり、さらにそれより以上のりっぱなものにもこれを再生し、副産物としてつくり出すことができる。かつての硫酸などは、いま硫酸工場というよりも副産物としてそういうものが出てきて、それは売り切れないほどのものがあるように思う。そういうことを考えると、われわれの科学技術、その使い方によっては、私どもがどうにもならないように思っておるものも変わるのじゃないのか。ここで私どもは、もう一度ものごとを考え直して、そうして勇気を持ってただいまのような問題と取り組む、これが基本的な政治の姿勢でなければならぬ、かように思います。

私はいろいろな批判の出ていること、それを静かに聞きながら、そういう議論が出るような、

たいという考え方を実は持っておるわけでありませうが、総理は、この国会審議の質疑討論の中でも、いまでも世界の冠たるものであるというお考えを持っておられるのか、お伺いをさせていただきます。

そこで私は、総理に実はもう一点だけ御確認をさせていただきますのでありますが、総理は過般の説明の段階で、この法律案ができれば世界の冠たる法律であるという御発言をなさいましたが、いまでもそのようにお考えになっておられますか。国民の側は世界一の法律をつくっていただきました。

国——日本の場合には歴史は古いですが、近代国家になったのはわずかの百年なんです。そういうことを考えると、いま日本に、いろいろな公害問題について対処すべき幾多の問題があるのは当然なんです。歴史は古い、近代国家としての生命はまだたいへん若いということです。そこら

はアメリカとよく似ているのです。だから、その辺で、法律はいろいろなのをつくりませんが、今度十四御審議をいただきました。まあ十五にしたかったが、まだもう一つ残っている。こういうことを考えると、法律の数はおそろく他に比べて、あれにも手をつけ、これにも手をつけということになっていて、これは新しいものじゃないか、かように思います。それをいま冠たるものだった。しかし、中身はもっと整備しなければならぬ。これで十分だ、かようにはいえないと思います。

○浜田委員 それでは、その問題については私なりに考えまして、この法律の通過がされて、法律というものはすべて取り扱う側の態度によって、その法律が正しく国民のために活用されるという形で私は解釈をさせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

私は、時間の関係がありますので、率直にお伺いいたしますが、今国会に提出されなかった地方自治体に対する財政補助のかさ上げ法案、あるいは中小企業に対する税制、融資面での優遇措置法案等を前向きに御検討いただいて、次期通常国会に御提案をなさるお考え方があるかどうか。もし、お持ちであるとするならば、国民が望んでおりますので、ぜひともこの点のお約束をいただきたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○福田国務大臣 地方団体の財政の問題、これは公害対策によりましてその運営が支障を生ずるというようなことがないように、これは万全の対策をとります。必要があれば立法もいたします。よく検討します。

また、中小企業の問題につきましては、税と金融、この両面を通じまして、これまで万全の対策をとりたいと思っておりますが、ただいま金融のほうは御承知のように立法は要らぬと思っております。しかし、税につきましては、立法をしても中小企業の公害対策には支障がないというようにこれを助成をしたい、かような考えでございます。

○浜田委員 せっかく大蔵大臣お答えをいただきましたが、これは公害基本法の中の十九条と二十三条に適合する項目でございますが、国庫補助率の引き上げの問題、それから起債ワタの拡大の問題、同時に地方交付税の改善の問題、この問題がやはり具体的に解決をいたしませんと、御提案をいただいた法案による公害の解決策では国民の期待に沿うことができないのではないかと、私はこう考えるわけでありまして。特に財源がない、だからこれらの問題は解決されないという意見等も出てくるかもしれません。私はここでこの三つの問題とあわせて、たとえば二兆七千億円を投入して下水道を整備するというものでありまして、これは五カ年計画でも三八％しか満たすことができないとか、いろいろな問題もあるでございまして、そういうものを解決するために、公害の防止債、こういうものを通常国会あたりでお考えになるようなお考えはないでしょうか、一応お伺いしたいと思っております。

○福田国務大臣 ただいまお話し、地方財政に関連する三つの問題、つまり一つは交付税の問題です。これはもう当然考えなければならぬ問題です。四十六年度交付税の配分計画、これにおきましては公害問題というものを十分考慮してその計画を立てたい、かように考えます。自治大臣においても同様の考えを持っていることと思っております。

それから第二は、起債ワタの問題、また起債の質の問題、そういう問題につきましては、当然これを考えたい、かように考えております。起債ワタは拡大します。また起債に對しましては政府資金、これも充當を拡大していかなければならぬ、さように考えます。

それから、補助率の問題です。これは中央、地方を通じます総合的な財政調整の問題にかかってきますので、これはどういふふうにいたしますか、これはなお地方財政の総合情勢がどうなるか、国の財政がどういふふうになるであろうか、そういうことを勘案いたしましてこれから検討をしてみたい、かように考えておるわけであり

ます。

いずれにいたしましても、公害とすれば下水道を中心にしてかなり金が必要なのですが、この財源対策は、昭和四十六年度予算編成の過程において十分吸収し、消化していきたい、かように考えております。

○浜田委員 私は、今国会で最大の御努力を払われました山中大臣に、地方への権限譲与の問題について一つだけお伺いをさせていただきたいと思

います。

というのは、県当局に対する問題は、いろいろと御答弁をいただいた中でわかっておりますので、それは省略させていただきますが、指定都市の市長に対する権限委譲について、これはやはり同じように考えてよろしいのかどうかということでありまして。特にこの問題は、私も一年議員が勉強しました中で、その指定都市になっております大阪市の出身であります中山正暉君からこの問題の提起がされて、ぜひとも担当大臣に明確な御答弁をいただいてくれということでありましたので、私は特に山中大臣に、この問題の取り扱い方をぜひお願いしたいと思っております。

○山中国務大臣 方向は、都道府県知事の広域行政の責任者としての立場にゆだねる原則を確立いたしておりますが、さらにその次の段階としては、俗称政令都市とか、指定都市とかいっております地方自治法上の立場の指定都市というようにすることではない、いわゆる公害立法から必要とされる地域というものの対する特定の市を考えます。したがって、特定の市の名前をここで列挙するわけにはまいりませんが、現在でも十幾つの市がすでに指定になっておりますし、市に移す方向で努力してまいります。さらに清掃法や、あるいは騒音等については、市町村固有の事務ということと、さらに将来考えられます悪臭防止法等についても市町村単位でやるということで、なるべくきめこまかく、事態に応じて地方の自主性を尊重していただく方向にまいりたいと思っております。

○浜田委員 ありがとうございます。

もう一回総理にお願いをいたします。

無過失賠償責任の問題は、本産業公害対策特別委員会でも論議の中心でありました。私は、もうすでに法制化する時期にきていると考えております。しかし、御答弁によりまして、この問題は立法上非常にむずかしいとされております。そこで、現在国内において問題になっております被害者や、あるいは長期的な裁判で経済的に困っている人々のために、挙証責任の転換制度をお取り上げになるお考えはないでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

○佐藤内閣総理大臣 無過失責任と挙証責任をだれがやるか、これは法理論からいいますと、いまの公害罪あたり、あるいはまた民事的な公害の補償等につきましては、いろいろ特別な情動的な動きもありまして、その辺をよく考えなければならぬと思います。純法理論としてはなかなかむずかしいことだ、ただいま検討ということを使っておりますが、検討したからといってそう簡単に

は出てこない理論だと思っております。しかし、特殊なものについては、すでに無過失責任の規定のあるものもございますから、そういうように個々のものについてと具体的に考えたいということならば、検討も実を結ぶものもありはしないか、かように思います。いま一般的に無過失責任を認めるとか、挙証責任を免除するとか、そういうことはむずかしいことじゃないか、かように思っております。

○浜田委員 時間があと五分になりましたので、私は総理はじめ大蔵大臣、担当大臣にお願いをいたしておきたいと思っております。

政治的な立場からいいますと、どんなことでも言い合うことができます。しかし、それは国民の求めるものすべてを与えることはできないと思います。私は幼かったころ、非常に貧しい生活をいたしておりましたが、その当時には子供たちが集まると、たんばに出まして、ホ、ホ、

ホタル来い、あつちの水は苦いぞ、こつちの水は甘いぞという歌を口ずさんだものでございす。しかし、このことについては、現在総理のお子さまもお孫さん、おそれくえらい方々の子供たちはもちろん、われわれの子供たちも、その歌を知っている者は非常に少ない状態でありす。

私は、このことについて、でき得るならば総理が内政問題として取り上げられたこの公害の問題を、そして物価の問題を同時に解決する中で、われわれのあと継ぎである後世になる者に、でき得るならばこの歌を口ずさませてやりたい、この気持ちで一ぱいでありす。ですから、総理は、四選あつて五選なしと新聞に出たこともありすが、公害問題や、あるいは国民の負担にこたえることができるならば、子供たちにホタルの顔を見せることができれば、私は七選あつても八選あつても、何もおかしいことではないと考えておりすが、どうか総理におかれまして、そういう子供たちにあたたかい夢を、あるいは楽しい希望を与えてやっていただくために、先ほどから御答弁賜りました趣旨に沿って御努力をいただきたい、心からお願いをいたすものであります。ホタルは、このままではやっけてまいりません。どうかそういうホタルのみならず、われわれ人類を破壊に追い込もうとしているそういうものに、私は、われわれの尊敬する総理として、大勇を持って行動していただくことをここにお願いをいたしたいわけでございますが、一言それに対する所見をお伺いしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 あつちの水は苦いぞ、こつちの水は甘いぞというこのホタルのお話、これは私どもも子供のときに歌った歌ですからよく知っておる。いま子供がほしがっているホタル、あるいは子供がほしがっているカブトムシ、一体それは何なのか。おりますよ。そういうものは多く養殖だ、あるいは機械生産されている、こういうことでは、あれは自然に育ち、自然の中でつかまえるところに子供たちの喜びもあったと思うのです。いまカブトムシはみなどこかの工場であつて、

れて、そして配られる、これではいかぬのですね。もっと自然に親しむ、自然を大事にするという意味のことを考えなければならぬ。

私も、いま農業についての使用にやかましいことを言っているのもそこです。もういまタニシは食べられない、ドジョウもいない、バッタもない、イナゴもない、そういうことになって、たいへんな世の中になりつゝある。自然の破壊はもうどんどん進んでいる。また、トキなどもいろいろ議論があるだろうと思ひますね。あのトキがわずかしが住んでいない。これらが常食にするドジョウ、そんなものがないとなつた、あるいは農業で汚染されたドジョウを食べるとか、こういうところにも被害がある。人間なら訴えるでしょうが、鳥獣はそれを訴えない、そういうことを考えるところ、この自然の破壊はどこまで行っているか、ここでもう一ぱいブレイクをかけて、見直していかなければならない、かように私は思ひます。片一方で開発ということがずいぶんやかましくいわれる。浜田君の国でも、この前は、あそこの水害見舞いにヘリコプターで出かけてみた。山の上まで近代的なゴルフ場が整備されている。ゴルフ客はどんどん来る、開発はそれでできたかしらない、しかし災害、集中豪雨に見舞われると、どんなふうなものが災害を大きくしている。私どもは、ヘリコプターで見ながら、いやこまで開発されたか、同時に災害が起こることを考えると、これはたいへんだ、そういうことを考える用意は十分できているか、こういうことを考えさせられますが、いまのホタルの例がちょうどその開発、保存、そのいずれに重点が置かれるか、全然開発をおくらせれば、これはまた昔のまゝの、太古の時代に返れ、神代の時代に返れということになるから、それはわれわれのできることでない。そこで大事なことは、やはり開発と保存を選択的に考えること、これは両方が可能なようなことを考えること、経済成長と福祉、そういうものを選択的にどちらか一つだ、こう考えると窮屈になつてくる。基本的にはやはりそこに両方の調和

がとれるような、現代の科学技術をもってすれば必ずそれは可能なんだ、その信念のもとで私は取り組むべきじゃないか。しかし、どうしてもそういうものが見つからなければ一体どうするんだ、そのときにはやはり生活を優先するという、人命尊重を優先するという立場だけは失わないようにして、どこまでも経済成長は手段だ、こういうことでなければならぬ、かように思ひます。

○浜田委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 次は、島本虎三君。

○島本委員 御存じのように、今回提案されました公害対策に對してのいろいろ法律、この審議の過程並びに現在までの状態を見まして、予算措置は、次の通常国会で十分これを講じなければならぬ、また十分それに当たる、こういうふうな答弁でございました。当然、補正予算を含めまして積極的にこれは措置すべきものである、そして公害対策について国民の前に、言明のとおりに実を示すべきである、このように思ひます。総理の御見解を伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 公害対策に必要な予算につきましては、昭和四十六年度予算で十分これを織り込みたい。つまり四十六年度予算の性格は、いろいろな見方からいろいろなことがいえますが、一つの面からは、公害と物価、これを二つの眼目として編成したい、こういうふうな考えでおります。

補正予算というお話でございますが、いま予備費もありませんので、緊急の必要がありませんれば予備費を支出いたします。しかし、本年度どうしても緊急に必要とする支出がある、こういう際予備費で足らぬという際におきましては、補正予算を組むということになります。ただいまの現実の見通しをいたしますと、補正で公害対策ということはどうもまだ必要はないのじゃないか。必要がありますれば予備費で十分対処し得る、かように考えております。

○佐藤内閣総理大臣 いまの大蔵大臣の答弁で御了承願えたかと思ひますが、とにかくこの国会は、各党から公害国会とまでいわれてたいへん

がとれるような、現代の科学技術をもってすれば必ずそれは可能なんだ、その信念のもとで私は取り組むべきじゃないか。しかし、どうしてもそういうものが見つからなければ一体どうするんだ、そのときにはやはり生活を優先するという、人命尊重を優先するという立場だけは失わないようにして、どこまでも経済成長は手段だ、こういうことでなければならぬ、かように思ひます。

○加藤委員長 次は、島本虎三君。

○島本委員 御存じのように、今回提案されました公害対策に對してのいろいろ法律、この審議の過程並びに現在までの状態を見まして、予算措置は、次の通常国会で十分これを講じなければならぬ、また十分それに当たる、こういうふうな答弁でございました。当然、補正予算を含めまして積極的にこれは措置すべきものである、そして公害対策について国民の前に、言明のとおりに実を示すべきである、このように思ひます。総理の御見解を伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 公害対策に必要な予算につきましては、昭和四十六年度予算で十分これを織り込みたい。つまり四十六年度予算の性格は、いろいろな見方からいろいろなことがいえますが、一つの面からは、公害と物価、これを二つの眼目として編成したい、こういうふうな考えでおります。

補正予算というお話でございますが、いま予備費もありませんので、緊急の必要がありませんれば予備費を支出いたします。しかし、本年度どうしても緊急に必要とする支出がある、こういう際予備費で足らぬという際におきましては、補正予算を組むということになります。ただいまの現実の見通しをいたしますと、補正で公害対策ということはどうもまだ必要はないのじゃないか。必要がありますれば予備費で十分対処し得る、かように考えております。

○佐藤内閣総理大臣 いまの大蔵大臣の答弁で御了承願えたかと思ひますが、とにかくこの国会は、各党から公害国会とまでいわれてたいへん

関心を寄せられたこと、また御協力を願つたこと、私は非常に珍らしいほどだ、ことばが、使い方がちよつと適当ではありませんが、心から感謝しておるわけです。

ところで、ただいま御指摘になりますように、せっかく法律ができて、より予算的な措置がなければ空文になるのじゃないか、確かにそのとおりだと思ひます。したがって、この予算編成に際しての幾つかの重点項目がございすが、公害関係の予算は、その最重要の項目のものと取り上げる、これがいま大蔵大臣が答えたのとおりでございます。私もそういう意味で充実をはかつていくことについて十分注意をしたい、かように思ひております。

○島本委員 総理も御存じのように、当産業公害対策特別委員会、きのうの参考人の意見を聞きまして、その意見を聴取した四人の参考人、すなわち中央公害対策審議会会長の和達清夫さん、それから早稲田大学教授の野村平爾さん、それから大阪学院大学教授板橋郁夫さん、横浜国立大学助教授の宮脇昭さん、この四人の人が口をそろえて言つたことは、現在の公害対策にあつては、無過失賠償責任、この問題を取り入れないやう方は、もうすでにあり得ないのじゃないか、もうすでにそれを取り入れなければ、その対策に当たれないのじゃないか、こういうような意見がいみじくも出されました。

ことに、官協参考人に至つては、野党三派が出した環境保全対策基本法、この環境保全ということばも、現在進行しつつあるこの状態のもとでは時代おくれにさへなる可能性があるのだとさえ極言しておたわけだ。私はそれを聞きまして、やはりまだまだ現実の面は公害対策の面でも考えなければならぬ立ちおくれがあつたのじゃないか。野党であるわれわれが、これこそ新しいと思つて使うことばの中でも、決して新しくないのだというような参考意見の陳述があつた際に、われわれもがく然とせざるを得なかつたのであります。

ましていまだ無過失賠償責任が取り入れられておられない、このことにおきましては、やはりじくじたるものがあるわけですが、総理も、四十二年に公害対策基本法が制定されました際、やはり御存じのように意見の開陳が行なわれました。総理の決意として、今後実施法の中で具体的この問題を考えたい、こういうようなことばに私も安心しておったのであります。しかし、やはりもうこの問題については、来年あたりは当然次の国会で確立すべき時期だ、こういうふうに思っておるわけでありまして、何回も答弁を伺いました。しかし、おそらくこれは私には最後の質問になるのではないかと承知しております、ひとつ国民も期待し、被害者を救済するための唯一の手だて、こう思われる無過失賠償責任、この問題について次の国会で確立するように努力願いたい、そうしてもらいたい、こういうふうに思っております。

○佐藤内閣総理大臣 いま自民党の浜田君にもお答えしたとおりであります。無過失賠償責任、これはこの委員会を通じてもずいぶん議論があったとおりでありまして、個々の問題についてそれぞれこれをきめることが適当なりやいなやということとは、これは検討の余地があると思っておりますが、一般的に公害という限においては無過失賠償責任だ、これはちよつと法理論的には許せないのではないかと、かように私は承知しております。しかし、皆さん方もそういうふうにはお考えではないだろう、かように思っていますので、個々の個別法についてそういうことは可能かどうか、さらに、さらに、検討を続けてまいりたい、かように思っております。

○島本委員 さらに、お伺いいたします。公害対策を効果あるものにするためにはこれは排出基準、それから環境基準、こういうものを守らせることであります。そしてそのためにはやはり監視員制度、こういうようなものも当然必要であります。現在まで法律ができ、行政的にも措置されました。しかし、法律があり条例があつても、よこれによつてまいりましたのが大気と水

であります。こういうふうに見ます場合には、やはり今後は監視員制度が必要であり、国会でもそういうような答弁もございましたが、この際やはりこれを取り入れるようにしてやっていただきたいか、またそうしなければ画竜点睛を欠くのではないか、またそう思います。この点についての御所見を伺っておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 監視員制度、これは国が持つか、あるいは地方自治体を持つか、それぞれ議論があるだろうと思ひます。そういうところで、もうすでに監視員を、あるいは監視所を設け、適当な人を配置しておるところもあるようです。ただ問題は、その監視員ができて、さらにその権限等が一つの問題になるだろう、かように思ひますので、国が持つか、地方自治体を持つか、そこらにももう少し検討を要するものがあるのじゃないだろうかと思ひますが、これらの点について、どういふように事務局等で準備がされておるか、十分——いままでのところは地方自治体の監視所、そういうものが私の耳には入つてき、これは適当なものじゃないか。最近テレビあるいはラジオを聞いていても、あしたの大気はどうも汚染されそうだと、こういうような予報が出てくる。こういうような事柄はやはりいまの監視員が出すのか、あるいは監視員という名前はないが、適当な監視機関というのか、そういうものが地方自治体にできつあるのじゃないだろうか、かように私思ひます。いま島本君の言われるのが、そういうものを国で置けとか、あるいは自治体で置けるようにしろとか、ちよつと具体的な中身としては私は明確につかんでおりませんが、ただ、いまのようなことが、当然何らかの対策が講ぜられなきゃならぬことは、これはもう御指摘になるとおりだ、かように思ひます。

○島本委員 それに、この際重ねて対策を承ります。それは監視員を置き、監視員制度をつくり、自治体であるうと、国であるうと、それを配置する。やはり人間であります。人間の場合は夜休むわけでありまして。そうなります場合には、やはり

休んでいる間の企業活動ということも当然あり得るのじゃないか。いままで、隅田川にいたしまして、やはり夜、排出される量の多いことは、これは御存じのとおりなんです。そうなりますと、それだけの人を使うことができないといひます。当然現在すぐれた状態にあるこういう科学的ないろいろな設備を使うべきだ。あるいはコンピュータによるデータの通信もいまや行なわれております。そして有機化合物、こういうようなものの分子構造さえも、コンピュータによつてこれの解析ができるようになっておるのであります。そうなりますと、もうすでに排出されるいろいろな汚物、こういうようなものを、夜でも、夜中でもそれを吐口に置くことによつて、それが自動的に監視できるように、監視機構というものを全国的に、水であるうと、究気であるうと、音であるうと、その辺まで科学的にこれを集中させて、いまや公害対策の防衛、それから観測に当たるべきだ、こういうふうになるわけなんです。

○佐藤内閣総理大臣 どうも国民大衆、あるいは地域住民の目をかすめて廃棄物を投下する、これは言語道断なことですから、そういうものがわかればどんどん取り締まっていって、こういうことは過去においてもありましたが、これから一そう嚴重にやることだ、かように思ひます。ただ、眠つていても、機械的にそういうものがちゃんとできるかできないか、そういうことになれば、これはまだ技術的にもう少し検討しないといひかね。いまの科学技術ならばできるはずだ、かように島本君も言われるが、私もさように思ひます。しかし、私自身それだけの知識がただいまありませんから、十分御趣意に沿つた答弁のできないことを私自身も残念に思ひますけれども、いませつかく御指摘がありましたので、よくその点も検討して

みたいと思ひます。○島本委員 第五番目になります。これは今回の審議を通じて、また今後に期待するものは、公害対策は公害を排除するところから、進んで公害を予防し、そして環境の保全、この意味まで当然進まなければならないものである、こういうふうな思ひかけであります。いままではいわゆる公害対策という、起きたものに対する対策でありました。しかし、これからの対策は、その予防の点から環境の保全の点まで含めて進まなければ、いたずらにこれは現象を追うことになり、いつてもこれは後手、後手に回るのであります。今後の対策は、当然環境の保全まで進めるべきだ、こういうふうな考えであります。これから期待するわけでありまして、総理の見解を承ります。

○佐藤内閣総理大臣 もちろん、公害が発生してからそれに対する対策を立てるのはおそい。かくかくのことをすれば、しかじかの公害が発生する、こういうことは考えられるでしょうから、事前に発生しないような十分の施設なり、あるいはまた同時にその使い方も考えていくべきだ、かように私は思ひます。

ただいまの環境保全というけれども、ことばを非難するわけでもありませんけれども、あまりにも網が広過ぎて、何もかもみな入つておりますから、事ごとく環境保全だ、——やはり大気汚染の場合にでも、石油工業の場合はどういうようにするとか、あるいは石炭で大気が汚染されればどうするか、あるいはセメント工業ならどうするとか、それぞれ仕分けをしてやらないと、また水質汚濁の場合もそういうことがあるだろう、かように思ひますので、やや政府の考え方のほうがきめがこまかつたろうか、かように思ひますが、別に野党の案を批判するわけではございません。これがいま言われるように前進的なものであり、公害が発生しないようにやれとおっしゃること、これはもう当然そこにはいかなければならぬ、かように私は思ひます。

○島本委員 これは環境がまだなじまないということば、再々聞きました。しかし環境の保全そのものを追っていても、現在の情勢はそれより先に進むような状態の中で、環境の保全そのものことばが古くなるような状態に現在あるのですよというようなのが学者の意見、そういう意見もあるのです。総理はまだ環境になじまないとか、公害対策とか、こういうような考え方は、まずまずずれている。こういうずれた対策では十全なものではないのじゃないですか。どうもここでついにぶつかってしまいました。それまではたんと進んでおったのですが……。環境の保全は、もうすでにそれだけでは時代おくれになつていっているのです。そんなんです。まだなじまないんです。そんなことで安閑としている時代ではないのです。したがって、もう環境の保全というところまで——総理、笑いごとではない。これはもうちゃんと措置を講ずべき時期なんだということなんです。それを講じなくてもいいなんて、そういうようなことだからこのように公害が世界一になる。ほんとうにまじめですから、総理、これに対してもう一回答弁してもらいたい。

○佐藤内閣総理大臣 どうも、私が笑つたといつておしかりを受けたが、島本君もどもしるは大きくさされましたが、口はほころびていたようで、私の申し上げるのも、島本君が御指摘になりますように、やはり公害が発生してからでは間に合わない、もっと予防の措置をとれ。また、科学技術から見て、かくかくの行為をすればかくくなるだらうということは、当然予想できるのだ、それならなぜそれをやらないのか、こういうお責め方はもっともだと私は思っております。かつて本会議その他で、環境保全ということばはなじまない、かように私は申しましたが、きょうはなじまないとは申さないで、ただ環境保全ではあまり網が大きい過ぎて魚が漏れるおそれがあるということばをただいま申し上げたわけです。

○島本委員 したがって、今後はもうすでに生活優先、こういうような立場で予算を組み、行政を

実施しなければならぬような段階であります。したがって、環境の保全とあわせて生活優先、こういうような点に重点を置いて今後その姿勢を貫くべきだ、こういうふうに思っております。当然、総理も、そのとおりである、こういうふうに言うに相違ないと思ひますが、いま言ったこのことばは、今後の一つの方針になり姿勢になるものだ、こういうふうに思ひますので、最後にあたつてこのことを尋ねておきたい、私はこう思つてきょうは立つたのです。環境保全から生活優先、これを今後の実施の一つの目標にしてやってもらいたい。当然、そうだとすることを期待しておりますが、いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど島田君にお答えしたように、経済成長はそれは手段だと思ひます。どこまでも人命尊重、そういう意味で社会開発しなければならぬ、これは私がつとに指摘しているところでもあります。したがって、ただいま、公害対策がいままでおこなつて、こういう点は申しわけなく私も思ひます。また、皆さんからそういう意味で政府が鞭撻を受ける、これはもう御叱正と鞭撻を受けることは当然だろうと思ひます。政府はそういう意味で積極的に生活優先、国民の生活を守る、そういう立場に立つて、人命尊重でやはり社会開発を進めていく、そういう意味でこれから予算と取り組んでまいりますから、どうかよろしく御鞭撻、御叱正も、と願ひます。

○島本委員 それで期待したいことがありますが、いままでの審議の過程で明らかになったのは、四十六年度を初年度にして五カ年計画のいわゆる二兆六千億、五十年までの間に環境をよくする建設省の計画があるようであります。私はやはりこういうようなのを期待いたします。しかし、いままでの計画、こういうようなものは終わるころになつたら再改定をしなければならないようなものが、これがいままでの実際の姿でありました。しかし私は、ここに公害対策を取り上げ、空と水を見る場合に、いわば経済成長では自由主義の国で二位だ、こういうようにいいながら、日本の顔は

東京、東京の水はまず隅田川、こう見る場合には、やはりフランスのセーヌ川のあの状態と明らかに差があるわけでありまして。私も行って見てまいりました。しかし、百年以前に、百年を越える以前にできたあの三メートル七十五から五メートルくらい直径の下水道がいまだに動いていいる。それでも足りないでまた二つこれを掘るうとする計画さえある。そしてこの下水道から処理をされて出る水がセーヌ川へ注ぎ、それによつてセーヌの流れもきれいなんだ、こうまで豪語しているわけですが。私は、そういう一つの自信と確信に満ちたその当局の指導ぶりには、感心してまいりました。しかし、望むべくは日本にもせつかく二兆六千億、こういうような五カ年計画さえ四十六年度を初年度として計画されるようであります。こういうようにしてどこへ行つても魚が生きており、そしてその魚を食べられる、こういうような一つの状態を進んでつくり上げてもらいたくない。これはやはりこれから為政者の姿でなければならぬ、こういうふうに思ひます。つ

くてもすぐに改定だ、改定しないうちにまた改定だ、こういうようなことをやはり繰り返すことは、現象の面にだけ重点を置いて、十全の策ではなかった、今度はそんなことのないようにしてもらいたい、このことは強くお願いしておきたいが、ひとつ御所見を承ります。

○佐藤内閣総理大臣 いま御指摘になりました点、私も同様な感を持っております。先ほどの浜田君にもお答えをしたのですが、日本の場合は、歴史は古いといひながら、近代国家としてはわずか百年です。その間にすばらしい経済成長をした。そこらに对应策が十分できていなかった、これはどうもいふまでもない。いまバリの話が出ましたが、バリの下水溝はこれはいふまでもなくできておる。これは歴史的にも有名なものだと思つております。そこらにわれわれもこれからならうべきものは外国にもあるのだ。先ほどアメリカのニクソン大統領の教書を引き合いに出されましたが、私は、どうもアメリカの場合は新しい国であるだけ

に、日本とあまり違わないと思ひます。しかし、古いフランス、そこらには勉強するものが多分にあると思ひます。

ところで、この公害問題が重点施策として今度に取り上げられる。一番不足しておるものは、おそらく御指摘になりました下水道の整備だと思ひます。ことにまた終末処理、そんなものはまだいままでも日本ではほんとうに完全なものではない、そこらに問題があると思ひます。ところがいま非常に困つておられますのは、一方で物価の問題がある、もう物価の問題は、きょうの新聞あたり見ると、世界一住みにくいのは東京だといひ、それほど物価問題がやかましくなつておる。私はこの物価問題、公害対策、こういうものが矛盾しない、これに対する対策がとればたいへんけつこうだと思つております。けれども、どうもいまの公害対策を積極的にやるうとすれば膨大な予算を必要とする、そういうものが出てくる。それが同時に物価問題に悪影響を及ぼす、こういうことがある。福田君はなかなか明敏な頭を持つていられるから、大蔵大臣はそこをどううまくやるだろうと思ひますけれども、しかし、これはたいへんむずかしい問題であります。そこで、皆さん方の積極的な御理解をまずいただいて、そしてやはり困るのはお互に国民が困るんだ、そういう観点に立つて、予算の規模もやはり適当なものにならざるを得ないだろう。そうして重点的にはやはり公害対策、こういうものが行なわれなければならぬ。ことに民間の企業者、いわゆる公害発生源者、そういう者の責任がこれからだんだん明確にならざるを得ないだろうと、かように思ひますので、そこらにも、これはもう企業者が負担するんだから影響はない、かようにはいえない。これはやはり物価との関係がそこらにも問題が出てくる。そこらも同時にらみなながらやっていくのが、これは政治家の責任だろう、かように私思つております。そういう意味でお説ももっともだ、かように考えますが、一方でブレーキをかける点があるということも御了解願つておきたい。

○島本委員 次に、全審議を通じてやはり問題になりましたのは、大気汚染、SO₂の問題が多かったわけですね。その解決策としてもうすでに出されております。まずローサル原油の輸入であります。これははっきり手をつけなければならぬ現実の問題として、これが浮かび上がっております。次に硫酸分の多い油でも脱硫酸装置を完全にさせることであります。これは直接脱硫酸、間接脱硫酸、それぞれあります。まだはっきり成功のめどは立っておらないようでありまして、その域に向かって突進しているようでありまして、それと同時に、今後は大口消費企業に対して排煙脱硫酸義務づける。電力、鉄鋼、ガス、こういうような大口の企業に対しては、これはもう排煙脱硫酸義務づける、こういうような三つの点もこれから大きいポイントだと思っております。これを進んでやるのでなければ青い空は望めない。

私もこれはこれとあわせてもう一つ、間接脱硫酸からとれるあのアスファルト、これさえも十分使いこなさないものだから、いい油とまぜて悪い油にして使う。硫酸分がたぐさ排出される。アスファルトはアスファルトとして使えばいい。現在市町村道の舗装率は七割だ。たった七割。七〇〇じやないのです。七割です。道路予定地じや、地球の表面を歩いている人が多いのであります。こういうような状態ですから、やはり余るものを無理して悪い状態にしてたぐさ必要ありません。アスファルトは本来のアスファルトの役目をし、いままででないような市町村道並びに農道、林道、こういうようなところでやったらば、行政の質も上がり、佐藤総理ここにあり、世界に名を高くすることもできるはずであります。なぜこれをやらなにか。一石二鳥じゃないか。これをなわ張り争いによってやっておらないか。これをなわ張り争いに残念であります。総理の勇断を望みます。

○佐藤内閣総理大臣 いまの低硫酸、これはもうそういう原油を買うことになっている狂奔はしております。これは一つの方法だが、世界的にもなかなかそういうものが十分ない。このころは

もう高硫酸でも原油がなかなか手に入らない。値段が高くなっていくというのが現況であります。したがって、いま言われるのは理屈であって、なかなかそういうものばかりは手に入らない。そこで今度は脱硫酸装置、このほうは比較的、わりに進め得るんじゃないか、かように私は思っております。そうして御承知のように、硫酸は硫酸の山自身が、松尾鉱山をはじめみんな倒れるように、もう脱硫酸装置で硫酸もまかなえるようになってくる。また硫酸もそこらからとれる、こういうことですから、硫酸の使い方もいろいろあるだろうと思ひます。

そこで、いま三つの事業について特別な責任を負わせ、こういうような御意見がございました。これももちろん必要な事柄ではあるうと思ひます。しかし、片一方ではそういうものもなるべく安く供給する必要があるから、そこらにただいまの歩み寄りの問題があるだろうと思ひます。そこでいろいろ議論はしておると思ひます。

私は、とにかく科学技術が進んでおればむだなものはないのだ、こういうことを実は考えますので、それを生かしていける硫酸あるいはいまのアスファルト、これらの利用もしたいと思ひております。ただ、アスファルトは非常に残っておりますが、道路の舗装費、その中で、アスファルト代というものはあまり関係がないということでは実は困っておるのです。これは、やはり道路の問題はいろいろ御検討を願えと——アスファルト代が負担する部分は非常に少ない。その他の、基本的な路盤をつくるために金がずいぶんかかっておる。こういうのが現状でございますので、あれだけ余っておるアスファルト、これを使つてやる。ただにして使つてもけつこうなものだと思ひておりますが、どうも道路のほうではその基盤をつくるところに金がかかっておる、こういうことであります。これはもう島本君、百も御承知であり、その上で私にいまのような要求をなすつたのだと思ひております。私もアスファルトはあり余つておるのだからどうして使わないのだ、こう

いつてやかましく言つたのです。どうも岐阜県にこの前行つたときに、たいへんうまくアスファルトを使つていた。これはやはり私が行ったのは、里道みたいにしたが、県道らしいのです。県道だから使つたといふことですが、しかし、もっと町村道、あるいは農道、林道、いま御指摘になつたようなところもアスファルトをどんどんふんだんに使えるようにすべきだ、かように私は思ひております。そういう点で、もっと工費が必要になるだろう、かように思ひます。どうもアスファルト代としての工費の負担は、非常に額が少ないよう、どうも使えないようです。

あるかわかりませんが、この三つのものが整備されないならば被害者の救済は不可能であると思うのであります。今回提案されておりますところのすべての法案が全部通つたとしても、どれだけ四日市ぜんそく、イタイイタイ病、水俣病その他の公害病によって悩み苦しんでいる方々が、現実にも救済され得るものであるかどうか、人間尊重という立場から総理の御見解を承りたいと思ひます。

これはいろいろな対策がございます。まだおくれいているのは一つ、被害者に対する救済であり、その救済も、医療の面でも不十分でありますけれども、まして生活の面までの救済が十分行き届いておりません。これは現実の面として、十分これに対処する必要がある。これは急いでやつて、そして愛情を国民に示してやつてもらいたい。このことを強く要請しておきたいと思ひます。これは答弁要りません。これで終わります。

○内田国務大臣 この公害による健康被害の救済に關する特別措置法でございますが、私はあれが十分なものとは思ひますが、私はあれ療費、医療手当、介護手当を出しておりますが、もちろんそのほかに財産上の損害もございまして、うし、またいろいろ条件、局限もございまして、しかし、昨年できた法律でございますし、地域もだんだんもちろん広がつてまいるつもりでございますし、また所得制限その他支給金の出し方などにつきましても、すでに本年に入りましてからも改善もいたしてまいりましたので、そういう線ではあつた法律はあつた法律の使命を十分達成するようになつてい運管上改善もしてまいりたい、こういう気持ちでございます。

○加藤委員 最後、結論としてひとつ総理に……

○佐藤内閣総理大臣 どうも聞いてなかったらしいので、お尋ねと食い違つてゐるようです。もちろん、被害者の救済、それに対する医療費並びに医療費に關するもの等についてはそれぞれ手厚いことをする、これは当然のことだと思ひております。しかし、この当座の救済はできまして、まだいまの医学上ではそれもできないようなものもございまして、そういう手当てと同時に生活保障の問題、生活保護の問題になると、いま厚生大臣が答へたように、これは私は原因がどうであらうと、とにかく国民の間に差別してはいかぬ、かように思ひますので、これは一般生活保護法でやりまして、それはけつこうだろと思ひます。もう一つは、賠償責任というか、そうい

うものはこれは別途の問題になってくる。それがどうも長くかかりますから、いまの当座の治療、そのほうに万全を期せられるようなそういう処置をとれ、かように私考えておるわけでございまして、これらの問題になってくると三つがからみ合っている、かように思います。しかし、何よりも当座どうして生きていくのか、それができるようにしてあげないことにはこれはならない。しかも、病人の薬だけの問題じゃないのです。看護費もそれから特別手当等が必要なのだろう、かように私は思っております。

○古寺委員 総理は、本会議における答弁におきまして、今回の審議をする法案が通った場合には、わが国の公害行政はおそらく世界の最先端を行く充実したものになるであろう、このように自画自賛なさっております。しかしながら、国民として、人間としての最低の生きる権利すらも制限をされておる被害者がいるということとございませう。こういう方々を救済せずして、どうして世界の最先端を行く公害行政といえるか。私はそのことを申し上げたい。

また、公害病で悩んでおられる家族の実態を知り、あるいは先祖伝来の受け継いだ生業まで奪われている農民や漁民が泣き寝入りをしていて、こういう実情を見るならば、こういう人々を一口も早く救済してあげなければならぬ、こういう気持ちになるのは、これは同じ日本人であるならばだれしもが同じような考えに立つ、私はそういうふうな考えです。総理は、GNPは世界第三位である。しかしながら、そういう繁栄の陰でこの公害の被害者がどのように苦しんでおられるか。確かに基本法の中には被害者救済についての抽象的な措置が規定をされております。またたいていお話のあった公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法もございします。しかしながら、この特別法は救済対象を人の健康被害にだけ置いておるわけでございします。公害の被害がただ単に人の健康被害にのみ限定されるものでないということ、各地の公害の実態を見るならばこれはもう明

白でございします。

しかも、この特別措置法の中では、人の健康被害を大気汚染と水質汚濁に限定をしております。さらにまた、多発地域における特定の病気でなければ救済することができない。健康被害がある地域におきまして深刻な社会問題にまで発展しなければ、適用地域に認定されないのが実情でございします。私も、各地の実態を調査しました際に、数多くの国民が、重金属や大気汚染の被害を受けて、健康をむしばまれ働くこともできないのに、公害病の認定も受けられず、悲惨な日々を送っているという実態を見て、何とかしてこういう人々を一日も早く救済してあげたい、そのように痛感をいたしました。いかにわが国の現在の公害の被害者に対する救済制度が非常に不完全、不備なものであり、また無情なものであるということと、私は身をもって知ったわけでございします。総理は、こういう問題について具体的にそういうお話を伺ったり、あるいはこういう被害者の問題について、真剣にお考えになったことがありかどうか、その点について承りたいと思っております。

○佐藤内閣総理大臣 もちろん被害者の実情について、私も伺っていることはしばしばございします。また、水俣にも出かけましたので、そこらでも直接訴えも聞いております。また聞いただけでは何にもならない。そういうものに対してどういうような処置をとっているか。これは先ほど要約して申し上げましたように、まず、とにかく何はともあれ病気に對して、健康に對して処置をとることだ、これがまず第一の手であります。

それから、ただいま御指摘になりましたように、財産的な損害に對しては何もないじゃないか、こういうことですが、それこそ財産的な損害の態様、これはいろいろございしますから、一がいにはなかなかできない。紛争処理法がやっぱりそういう問題を解決する手づるになるわけであります。ただ、非常にそれが時期的におくられるとか、あるいは筆証の責任がどうか、いろいろ

訴訟あるいは紛争を処理するのに時間がかかったり、また非常に手続が、どうも原被告が平等の立場にないとか、こういうような批判もございします。そこらでやはり訴訟にならないで何か紛争処理の方法はないのかとか、いろいろふううされておるようであります。何か、とにかくいずれにしても、いわゆる身体に関するものが先の問題でした。そしてその問題は本人だけの問題じゃなく、それを通じて起る生活保障の問題にまで問題をやらり広げて考えよう。そうしてその他の物的、財産的損害に對しては、別途これは処理する、こういうことであるべきだ、私はかように思っております。さっきのようにお答えをしたのでございします。こういうことについてももちろん政治家としての責任の重大さ、これは十分考えておるつもりであります。ことに公明党が全国にわたって公害の実態を調査されたこと、これなどは私もほんとうに心から感激を覚えるというか、また、同時に感謝もしながら、政府も公明党の御協力を得ながら、そういう材料も使わしてもらっている、かように聞いております。

○古寺委員 ただいま総理は、そういう患者さんの声も聞き、実態も御存じである、こういうように申されました。しかしながら、さらに私は申し上げますならば、ぜんそく患者、あるいは気管支炎の患者さんは、公害病の認定の指定地域の中に一定期間以上居住していなければならぬ、こういうワケがあるわけでございします。現実には大気が非常に汚染をされておる。基準を上回っておる。また、そういう公害病患者に認定されるような患者さんの有症率も基準を上回っておる。しかしながら、そういう地域が認定をされないために非常に苦しんでいる方もいらっしゃる。あるいはまた、その居住年限に達しないために、この公害病の認定から除外されて非常に苦しんでいるという人がいらつしやいます。しかも、この救済の内容にいたしましても、各種の健康保険の自己負担分だけが支給をされるわけでございします。あるいはまた、医療手当の問題にしましても、政令で定め

る病状を越えなければならぬとか、あるいは省令で定める範囲の身体上の障害によって介護を受ける状態になれば介護手当が支給されない。しかも、今日介護手当というものは、御承知のように一日何千円も取られます。それが一月に一万円ではこれはとうてい介護することができない。これがわが国の公害被害者に対するところのたつた一つの救済制度でございします。一家の柱が公害で倒れて、裁判を続けながら、その家族たちがどうやって生活していけばいいか。先ほどあなた生活保護制度というものがあつた、こういうふうにおっしゃいました。私は、こういう企業の責任によつて、政治の責任によつて、公害の被害を受けた人がみすみす生活保護世帯に落ちなければならぬ、そういうようなことが、文化国家を標榜するところのわが国における公害行政のあり方であつてよいのか。もちろん公害の被害者に対するところの責任は当然加害者であり、これは企業が責任を負う問題であつて、いまだに申し上げることもございしません。しかしながら、被害者は自己の生存を国に保障せしめる権利がございします。健康に生きるという権利があるとすれば、どうしてこれらの公害の被害者を放置しておいて公害問題の解決ができるであらうでしょうか。私は総理に、きょうは人間としての立場から、日本の総理としての立場から国民に向かつて、このいわゆる公害被害者の救済問題に対するまじめな答弁をお願いしたいわけでございします。

○佐藤内閣総理大臣 私は、まじめに答えているつもりです。だから、まじめに聞いていただきたい。あるいは片言隻句が気に入らぬからといって、まじめでないという、そういうことにならないようによく聞いていただきたい。そこで、いまいろいろお話がございました。私も、その地域指定とか、あるいは一定の期間という地域に住んでいなければ公害病とも認定できないとか、こういうような問題は、これは厚生大臣から答えさすべき筋のものだと思っております。それで厚生大臣からお聞き取りいただきたい

と思ひますが、ただ一つ、私の発言で生活保護の問題が問題の対象になりました。私は、国民がどういう原因であろうとも国がめんどうを見る、生活を保障する、そういう意味で生活保護法があると思つております。したがって、この生活保護で保護を受けるということが、たいへん肩身の狭い思いをされる、もしそういうことであるならば、それは私はいへんけつこうなことだと思ひますが、その肩身の狭い思いをされる必要はないのです。しかし、私ども考えるのに、その原因のいかんを問はず、一定のものについては生活保護をするのが国の責任だと思ひます。自分で幾ら働こうとしても働けない、病氣になつたから生活保護を受ける。公害の方だけが特別な生活保護を受ける、こういうわけにはいかないのであると思ひます。そこはどうか、生活保護法、そういう保護法があるじゃないか、こう言つたからといって、そこまで落とすつもりかというふうな表現をされたことは私はいかに残念だと思ふのです。私は、原因のいかんを問はず国民が困つておられれば、国民は平等に国の施策を享受できる、これが本来のたてまえだ、かように思つております。そこにやや私と議論が違つておる。そして何だか私の答えがふまじめなように言われたが、私はそれは思ひません。だからしたがって、この点はひとつ御理解ある態度で臨んでほしいと思ひます。

また、その他の問題についていろいろこまかい負担その他のことについてのお話がありました。それは厚生大臣から答えさせますので、聞いてください。

○内田田務大臣 私、社会労働委員会などで、古寺先生とは始終接し合ひておられますので、正直に申し上げて先生の気持ちはよくわかります。よくわかりますが、しかし、公害の被害というものは、もちろん健康上の被害だけではなしに、先ほども申しましたように、財産上の被害がある、屋根がさびる、柱がくさる、家屋もだめになるといふこともございましょう、また病氣になれば働くによしな場合もございしますので、生活上の問題も起こりますが、しかし、そういう公害による全被害を国が補てんするということは、公害の責任というものはそれは発生者責任なんだ。したがって、民事責任なんだから、これの無過失賠償制度をつくるかどうかという問題は、いま問題になつて、私ども前向きで検討しておりますが、いづれにしてもそちらにかかる問題なんだ。しかし、最小限つなぎの健康上の緊急なものだけを見てやろうということ、御承知のとおりあの法律が昨年できて、本年から実施をされていくということでございます。

いる、こういうことでぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

総理大臣から御注意がございましたので、もう一つ補足をいたしますと、認定について、その地域に住んでおつた期間の制限があるということについて補足をしておきたい。総理大臣の御教示でございました。これもはたしてその公害病が、公害原因で起こつておるものかどうかということ、はある種の慢性疾患につきましては、たとえば気管支ぜんそくというふうなものにつきましては、他の原因から起こる場合もあるということ、で、したがって、その地域から起こる亜硫酸ガス等に基づくものと認定するためには、ある期間その地域におつたということを前提とするというふうなこと、でそういう機関が設けてあります。しかし、これは全部の病氣ではございせんことは御承知のとおりでございます。

○古寺委員 総理が非常に御立腹のようでございますが、イタイイタイ病がございせん。このイタイイタイ病の患者さんは何も罪もない、過失もない、この日本の国土の中で、先祖から受け継いできた仕事を、毎日まじめに続けてきた方々でございます。ところが、企業の進出や高度成長経済のために、突然この公害病にかつたわけでございます。しかも、このイタイイタイ病の患者さんというものは、非常に御婦人に多い。妻としてのつとめもできない、主婦としてのつとめもできない。また、もしも健康であるならば、私たちは、女工であろうと、女主人であろうと、働いて自分なりの生活ができる。それが、こういう公害病になつたために生活保護世帯の生活をしていかなきゃならない。その生活というものはまことに悲惨なものでございせん。こういう方々を何とかして救済していかねば、日本の公害行政は総理のおっしゃるような世界の先端を行く公害行政とはいへないのではないかと、そういう立場で私は申し上げたわけでございます。裁判もまだ続いております。それは、その病氣の原因その他のいろいろな問題につきましては、科学者が研究していけ

ばよろしいと思ひます。

先日私はこの委員会において、現在全国千六百万台の自動車の消音器の中に、ガラスウールという物質が入つておる。その物質が毎日排気ガスと一緒にまき散らされておるわけですから、それが今度の政府のこの法案を通して審議した場合に、あなたが最も御信頼していらつしやるところの山中総務長官も、また自民党の若大将といわれる橋本政務次官も、通産省も、その問題については知らなかつた。私はきょうここにそのガラスウールというものを総理にお見せするために持つてまいりました。こういうガラスと重金属でできてゐる物質が大氣中に毎日排出されておるわけでございます。こういう物質によつて、われわれ国民が公害病にならないとは断言できないわけですから、そういうことを考えるならば、私は当然この公害による被害者に対しては、もっとあつたか被害者救済制度というものを確立しておかなければ、将来たいへんな時代が出来るのではないか、そういうふうな考えるからこそ、私は総理に先ほど申し上げたわけでございます。

時間も追つてまいりましたので、最後に私は、公害被害者の救済制度を確立するためには、複雑な態様を持つておりますところの公害から被害者を救済するためには、最初にも申し上げましたように、無過失責任制度、あるいはまた紛争処理制度の充実強化、こういうものに伴つて健康被害はもちろんのこと、農業や、あるいは漁業の被害を受けているそういう被害者についての被害も考えた、もっと救済の範囲というものを拡大した被害者救済制度というものを確立するということが、七〇年代の最も重要な政治課題である、そういうふうな私は考えるわけでございます。今後、こういう問題について、総理はどういう決意と御構想で臨まれるのか、その点について承りまして、私の質問を終わらせていただきますと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 とにかく先ほど来から最終的な質問でございますので、わが党の浜田君や島本君等からお尋ねがございました。やはり公害を

発生しないようにという、そこまでいかなければならぬ、発生してからの対策ではおそいんじゃないか、こういう御指摘であります。もちろんさように論理的には考えます。また、最近のように科学技術が進んでくれば、どれだけの行為をすればどういう結果になるという事は、これはわかるだろうから、もちろんそういうものが起こらないような方向でこの問題と取り組まなければならぬと思っております。

同時にまた、発生した公害について、救済の手を十分伸ばしていかなければならぬこと、これは古く御自身が御医者さんであられるから、公害病というものが一体ものによつてはなる、ものによつてはなならないとか、そういう問題もいまの医療では見当がつくだろう、そういうように思いますので、そういう場合に、とにかく健康を悪化させないような処置だけでもとれるような、そういうような方法がとれないか。そういう場合には、生活保護という問題よりも、よりこういう人には特別な滋養分を摂取しなければだめだとか、こういうこともあるだろうと思ひますので、そういう点にまでやはり思いをいたして、救済のあたかなければならぬと思ひます。

別に私、そういう意味で、先ほどのお尋ねに対しておこつておるわけじゃありません。とにかくお互いに、いま非常にむずかしい問題にぶつかつておるんですし、これはもうあらゆる面からそういうことのないような方法ができればいい。いまも現物を持っていらして、自動車からまき散らしておるもの、これなどは相当大きな粉末ですから、こういうものは何か防げそうな気もしないではない。あるいはもっと集じん装置が十分できれば可能なことではないか、かように思つておりますが、そういう点も、御指摘がありましたように、これからやはり科学技術も進んでおるこの際でありますから、もっとわれわれもその方向に取り組んでいくべきだ、かように思つております。ありがとうございます。

○加藤委員長 次は、田畑金光君。

○田畑委員 まず、総理に公害行政に臨む基本的な姿勢についてお尋ねをしたいと思つたのでございますが、いまの質問の中にもありましたように、総理はわが国の公害関係法は世界に冠たるもの、こういうお話でございますが、いまでもその心境に変わりはないと思ひますか。また、このような発言をなされたお気持ちは何なのか、これをまず承りたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私が、他の国に先がけていろいろの法案を整備した、おそらく数としては多いのじゃないか、そういう意味で、日本の公害対策は進んでおるんですよ、この表現が世界に冠たるものだ、そういうことで、そのことばじりがたいへん皆さん方のお気にさわつたようでございますが、私はいままでも申し上げましたように、いま提案しておる法案、これは数多い法案でございます。そういう意味で、取り上げ方はほぼ私は進んでおる、かように思つております。しかし、中身の問題等についてはまだまだ不十分だろう、かように思ひますので、そういう点はそれぞれの実情に応じたようにやつぱり順次整備していく、こういうことは必要だろう、かように思ひます。現在でも私は各国おそろくこういうように法案を整えたところはないだろう、かように思つております。

○田畑委員 私は、法律ができたから公害がなくなる、とか、法律ができたから腹がふくれた、こういうものではないと思つたのです。いままでの政府の公害に取り組んできた姿勢を見ますと、たとえば昭和四十二年に公害対策基本法ができた。ところが最も大事な二十二条に基づく企業者の費用負担についても、ようやく世間がやかましくなつたので今回の公害国会で立法化の措置をとられたわけですね。また、世間がやかましくなつたので、ようやく九月から公害対策本部を発足させたわけですね。

昨日、政府の中央公害対策審議会会長をなさつておられる和達さんが、人間尊重と科学技術能力の誤りを正すという意味で、むしろ野党提案の環境保全基本法案に私は非常な興味を感じます、こういうことを言われておりますが、私はあくまでも今後の公害行政に取り組む姿勢としては、人間と自然の調和ということをやまず基本的な姿勢に置くことが大事だと思ひます。申すまでもなく、公害は広域的であると同時に地域的な問題であるわけですね。その意味で都道府県知事の権限の強化という問題も当然出てくるわけですね。今回の政府の一連の立法措置を見ますならば、大気汚染法、水質汚濁法、いずれを見ても緊急時の都道府県知事の操業停止命令権が勧告にかわつておる。海洋汚染法案を見れば、当然港湾管理者が廃油処理施設を義務規定として設置すべきであるにかかわらず、これもはずされておる。勧告に後退しておる。公害紛争処理法案については言わずもがな。私はこういうことを考えてみたときに、どうぞひとつ総理に、世界に冠たる法律だというふうな取り組み方ではなくして、法律の面においても幾多の不備が残つておるわけですね。今後の社会経済構造の変化、科学技術の進歩、疾病構造の変化に応じて、当然法律自体もこれからはまた改正をせねばならぬことあると思ひます。同時にまた、法律の裏づけとしての予算措置等についても、積極的に取り組むべきであると考えますが、いま一度総理の基本的な姿勢をお聞かせいただきます。

とあちらもこちらにもらんで、前進充実するように、ほんとに名実ともに、世界に冠たる法律をつくる、それが政府の態度であるべきだと、こういって、政府を鞭撻、御叱正をいただいた、かように思つております。

同時にまた、そういう意味で、予算的にもこれはもうたびたび申し上げましたが、最重点施策の一つだ、こういうことであります。そうして非常に積極的な支出は必要としますけれども、片一方で物価がたいへんな問題になっております。そこらうましく大蔵大臣にあんばいしていただいて、そうして目的を達するようにしたいと、かように考えております。

○田畑委員 いまの答弁の趣旨でひとつ今後御努力をお願いしたいと思います。

次に、私は一株運動、これについてお尋ねをいたしましたのでございますが、十一月二十八日のチッソ会社の株主総会の模様を、総理はテレビで見られたかと思ひますが、巡礼姿の水俣病患者とその家族が、社長を取り囲み、位はいを突きつけて、死んだ親や子を返せ、こう絶叫しておる、まことにこれは深刻なニュースであり、ショックなことでございまして、こう見ておりますが、最近、公害の起きている会社等において一株運動、こういうふうなことで、株主総会等が相当荒れておりますが、このような問題が起きている背景はどういうことなのか、またこれについて総理はどのようなお感じになっておられるか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私は、先ほど来から申し上げますように、産業、国民の福祉、この二つを並列する、あるいはどちらかを上下にするという、こういうふうな考え方では問題を取り上げたくない。したがって、やはり何と言いましても、生活優先の立場で産業も興つてくれないうことは、お互いの生活は充実しない。こういうことを考えますから、そうすると、やはり何と言いましても、企業家自身が、地域住民の十分の理解を得

るような措置をとるべきだと思っております。私は、全国つまびらかにするわけでもありませんが、一、二の場所においては非常にうまくいっているところがある。これは地域住民と事業者との間に、十分な理解を持っている、そういうところもあるわけですね。私はなるべくそういうような場所に全権をすべきではないだろうか、かように思っております。これはやはり水俣病の場合、いままでのいきさつがあり、同時に会社側の救済の手も十分でなかった、こういうようなところから問題が非常に激化している。かように思っておりますが、しかし、私どものくには、まずいところの市もある、こういうことを考えながらやはりお互いに地域住民と協力しないと企業も成り立たないのだ、そこはよく理解をすべきだろうと、かように思っております。したがって、とにかかわれわれの考え方も、二者択一の考え方でなしに生活優先、その形において産業はいかにあるべきか、また公害を発生しないようにいかにすればできるか、そういうことを、やはり衆知を集める、英知のもとに、そういう施設をする。これが重要なんじゃないか、かように思っております。

ば、一番訴訟の進行してゐるのは、最後に申し上げました富山県の神通川のイタイイタイ病の問題であります。本年の十一月二十一日に三十五回の口頭弁論を終わっております。被害者側の立証も終わっております。そこで企業者側である被告側は、イタイイタイ病とカドミウムの因果関係についての鑑定申請を求めたが、裁判所はこれを却下した。この案件が比較的に、十年訴訟、二十年訴訟といわれ、神岡鉱山の場合は、いわゆる鉱業法の適用の事件であるということ、鉱業法九条に基づく無過失損害賠償の適用がなされるケースであるということ、私は、こういうことを考えてみますならば、先ほど一棟運動の所見を私は総理に求めましたが、やはり私は、悲惨な公害病に悩む人々を救済するには、無過失損害賠償の立法措置をすみやかに打たなければならない、こう考えておられるわけですが、いよいよ急ぐべきは無過失損害賠償の立法化である、ぜひひとつ私はこの点について、次の国会には政府の提案を期待したいと考えておるのであります。この点について総理の御意見を承っております。

○佐藤内閣総理大臣 この国会を通じて、この問題にたびたび私、立ち上がったのでございますが、一言にして申せば、政府は慎重に検討しておると、こういうことでございます。

○田畑委員 私は、総理のそのような不親切な答弁というのは、遺憾だと思つてます。この問題について、山中長官の御発言、あるいは内田厚生大臣の御発言、これに比べてときに、佐藤総理の発言というものは、非常に私は不可解なんです。公害対策本部長である佐藤総理こそ、むしろこういう問題については、もっと前向きに国民の声を聞いて、どうするかということを示されるべきじゃないかと考えるわけです。私は、山中総務長官が民事特例法の単独立法として出すのか、あるいは縦割りの個別法の中に取り扱うのか、あるいは

は学証責任の転換等について次の機会等に何らかの立法化を講じたい、——この委員会その他等ではしばしば発言をなさっております。やはりこういう前向きの姿勢で取り組んでもらわねと、世界に冠たる立法ではなくして、ほんとうに公害行政は画竜点睛を欠くものになると思つてますが、どうぞひとつ、総理、もう一度意のあるところを御答弁をいただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 もう先ほど来何度も申し上げましたので、私は、慎重に検討しておると、こう答えたのですが、たいへん簡単だからどうも気に食わぬとおっしゃるけれども、そのために山中君も、厚生大臣も、何回ここに立ったかわかりませんが、そういうことを踏まえて、私は、別なことを考えておるわけじゃありません。そういう状態でございますから、もう打てば響くように、しゃんとすぐ私の答えはできているのです。慎重に検討する、それ以外はございません。

○田畑委員 山中総務長官の御答をいただきました。○山中総務大臣 この問題は、閣議で議論をして私の答弁となつたわけでございますから、総理は、それを踏まえて、いま慎重に検討とおっしゃっているのは、民法の特別法としての無過失責任について申されておるのであります。各行政法規でそれらの無過失責任なり、あるいは学証責任の転換なり等が盛り込まれるものは盛り込める努力をいま続けております。あるいは物質ごとに、行政法規を横断する指定をされた物質にかかわるものについては、有害物質について学証責任転換等を踏み切る、そういう作業は続けていることは総理も了承の上で、ただ民法の特別法としての議論をされることと検討中と言わざるを得ないという背景があることは、私もそのとおりであると思つておりますので、別段閣内の意見の不統一はございません。

○田畑委員 山中長官の答弁で、まあ私はこの問題は終わりました、佐藤総理もひとつもって弾力的に対処されることを強く希望いたします。

次に、私は公害対策が実効をあげるかどうかというところは、先ほど来しばしば問題になっております。地方公共団体の財政問題、予算措置にかかつておると考えておるわけです。ゆえに三野党は、地方公共団体に対する財政上の特別措置法を提案して、すでに総理もこれは目を通しておられるかと思つてますが、私はこういう気持ちで、特に今回の一連の法律が成立をいたしますと、地方公共団体は非常に支出を必要とするわけであり、それから、十分な配意を特に大蔵大臣に願ひたい。

今回の立法の中で、廃棄物処理法というのがございまして。一体どれくらいわが国では廃棄物が出ておるんだらうか、通産省に聞いてみますと、通産省の昨今の調査によれば、昭和四十四年、通産省所管の工場排出にかかる産業廃棄物だけでも五千九百万トン、昭和五十年には一億一千万トンに達すると見通しております。厚生省によれば一日の廃棄物百十萬トン。すなわち産業、人口の都市集中、経済の高度成長は廃棄物のおそるべき大量排出としてあらわれておるわけです。しかも、九五％は産業廃棄物である。その産業廃棄物の中には、分解のしにくい高い分子の化学物質が多量に含まれておる。もはや自然の循環作用だけでは、人間の生産活動による物質を処理することはできない。いまや、自然の循環とは別に、人工循環を進める技術の開発が急務になってきておるわけです。

ところが、この膨大な廃棄物の処理は、あげて地方公共団体の財政負担——なるほど法律を見ますと、国はわずかながらの補助金、融資措置を考へておるようでございますが、私は環境整備に不可欠な下水道の整備をはじめ、せつかく今回の立法措置でなされる廃棄物の処理施設等については、これはひとつぜひ国が財政対策を講じてもらわねばならぬと考えておりますが、この点について総理の見解を承りたいと思つてます。

あわせて、大阪府でいま計画を立てております廃棄物の処理センター、これは大阪府なり市なり企業が共同して公益法人をつくって、そして今

日、市町村が困っておる最終処理を広域的に処理しよう、ところが、大阪の例をとりましても、相当な予算措置を、財政の需要を必要とするわけですから、私は、廃棄物処理センターのようなものを、やはり都道府県等に特殊法人でつくらして処理をするのでなければ、そしてまた、このために予算措置を、政府が財政のめんどうを見るのでなければ、廃棄物処理法というような、公害の一連の法律としてせつかく成立を見て、法律の趣旨を生かすことはできないと考えておりますが、こういう問題について、総理の見解並びにこの際厚生大臣の見解もあわせて承っておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 地方財政の問題でありますので、まず私からお答えを申し上げますが、今回の立法によりまして、地方財政に非常に大きな影響があります。つまり見たところ、地方財政は、これらの公害対策事業を執行するため大きくふくれ上がる。さて、その財源がどうなるか、こういうことになりましたが、まず費用負担法による企業者の負担、これは相当の額が財源として使われることになりました。それで、その足らずまいを地方団体が負担をするというネット計算になるわけですから、これに對しましては、第一は地方交付税の配分において考慮しなければならぬ、こういうふうにかえします。それから第二は、起債について政府はできる限りの協力をしなければならぬ、こういうふうにかえします。それから、特に補助金のお話がありました。この問題は、いま中央、地方財政がどういうふうになるであろうか、現実具体的に彼此検討いたしまして、そして中央、地方の負担割合をきめる、こういうふうにかえしたい、こういうふうな考えでございます。

いづれにいたしましても、今回の国会には補正予算を提出いたしておりますけれども、今年度はおそろくまあ予備費の支出等で対処し得ると思ひますが、昭和四十六年度予算においては遺漏なきよう、また地方団体において公害対策に支障を

来たすというふうなことの無いように、万全の対策を講ずる所存でございます。

○内田国務大臣 廃棄物の問題でございますが、御指摘のように、これまでの体制は主として市町村をその責任者とし、しかもこれらの廃棄物処理の区域というものを特定区域として限定をいたしておいたような状況でございましたが、最近この委員会でも問題になっておりました。産業廃棄物が一般の家庭廃棄物よりもはるかに多い膨大な量になってきておりました。国土全体の生活環境を正常に保つという見地から今回廃棄物処理法案を提案をいたしまして、まず、その廃棄物の処理の対象を全国的に広げて、特定区域だけではなないということにいたすと同時に、その処理の責任は、産業廃棄物などにつきましては、まず、排出者責任を強化をいたしまして、排出者が自分で始末する、それでは始末できないもの、また他の一般廃棄物などと一緒にはやっただけのいいものにつきました。市町村あるいは都道府県、あるいはまたそれ以外の処理の別の仕組み、まあ法律上は処理業者ということを使つてはおりますが、第三の仕組みによつて処理する、こういうことになりましたので、この点につきましては、私は従来の廃棄物あるいは清掃の旧体制を十歩も二十歩も大きく踏み出していると思ひます。

ただ、田畑さん御指摘のように、市町村や都道府県というものは要するに役所でございますから、より能率的により進歩的にやりますために地方ごとに一つのセンターのような、いわば地方廃棄物処理公社というものを、地方の住宅公社、あるいは地方道路公社の例などにならしてつくつてくれることも、私は一つの有効なる方策であると思ひますので、今度の法律が成立しました際には、それぞれの地方の状況に応じ、また都道府県がその区域内の廃棄物処理につきまして、一つの広域計画その他処理計画を立てることになつておきますので、それらの地域地域の意見を尊重して、地方にセンター、あるいは公社等をつくる場合には、国も十分な協力を惜しまないつもりで

やつてまいります。○佐藤内閣総理大臣 まあ時間もたいへん気にしていらつしやうと思ひますが、大事な問題ですから私からも一言申し上げます。

いま大蔵大臣や厚生大臣からお答えしましたから、その取り扱ひ方については御了承がいただけたかと思ひます。とにかく、公害問題が、こうして国会でもたいへん重大事項になつてゐる。また権限の自治体への委譲ということもあわせて要求されてゐる。やはり地域住民を公害から守るといふ第一の責任者は、何と申しましたも地方自治体である、かように考えますので、新しい仕事の場合に、多くの場合に権限と財源をつけてわたせ、こういう問題がしばしばあるのであります。しかし、いまの廃棄物の処理等の問題は、いままでも公害問題が起る前からすでにやつてゐる事柄なんです。やはり予算の使ひ方の問題でしようから、そういう配分の問題等について中央で監視をする筋もございせんし、また財源が不足しないようには十分考えろと大蔵大臣も言つておられますから、やはり権限者が配分に十分注意すべきじゃないだらうか、かように私思つております。そうして、やはり何といひましても地域住民が安心して生活ができる、そういう状況でないといふのが、自治体の責任は負われないといふのが、田畑君の御心配もそこにあるだらうと思ひます。私は地方自治体が権限を持てば、必ずそれを完全に効果があらうように使われることだ、かように信じております。

○田畑委員 私は、ひとつ薬品公害の問題について少しお尋ねしたいと思ふのです。今度農薬取締法改正、毒劇物取締法改正が提案されておりますが、同様に食品公害、薬品公害の問題、特に私は薬事法の問題等についても再検討すべきではないかという意見でございます。総理も御承知のように、過般米国のFDAは、四年がかりで、三千種にのぼる市販されておる薬品を点検した結果、三百六十九種を無効ないし有害と指定して公表、使

用の禁止をやつておるわけです。さらにその後四千種について点検を進めておると聞いておりますが、国民の生命と健康を守るには、きびしい行政措置を講じておることは、私はやはり見上げたものだと思ひます。わが国では、製薬メーカーも、販売業者も、売らんかな方式で、誇大の宣伝、そして今日のわが国の医療財政を見るならば、薬代だけがますますふえていくといふこと、薬の乱用はまた同時に逆作用をもたらし、かえつて健康を破壊してゐる。サリドマイド問題であるとか、あるいは種痘の問題等のいろいろ、こんな問題を発生させておられますが、私はやはり薬品公害等についてもこの際検討すべき時期に来ておるのではないかと、このように考えておりますが、この点についての総理の考え方を尋ねたいと思ひます。

時間がまいりましたので、もう一点だけあわせて私にお尋ねしておきますが、九月に公害対策本部を発足させて、公害行政の調整をなされたということによつて、確かに公害行政は二歩も前進したと評価してよろしい、私はこう思つております。アメリカの例を引くまでもないわけでありませんが、やはり山中長官のように、非常に意欲的な人がすわつたといふことも、あるいは公害行政を前進させた一因であるかもしれせんが、わが三野党の提案いたしました環境保全基本法の中には、環境保全省を設けて公害行政の一元化、こういうことを主張しておりますが、この点については総理はどのようにお考えになつておるのか。

同時に、たびたび委員会等で問題になつております国立公害研究所は、ぜひひとつ来年度の予算措置等の中で実現させていくべきだと思ひますが、この点についても総理の見解をただして、いま言った二点についてどうぞひとつ総理の答弁を求めて私の質問を終わります。○佐藤内閣総理大臣 最後に、時間がなくなつてたいへん重大な問題を提案されました。これは

私も実はたいへん心配している一つでございます。どうも薬が多過ぎる。私自身がしばしば新薬の試験台になる。これは一つ日本人の悪いところでもあるのじゃないか。新薬だということでも飛びつきやすい、そういうところに、まだ効果が十分ないものが、一応厚生省の試験が通ったというか、許可がされたという、そこで直ちに新薬だということに配布される。とにかくこういう状態は困る。どうも許可は少し慎重にやってくれないか、こういうこと、あるいはいままでの薬だってそのうち整理してもいいものがあるのじゃないのか、そういうことをひとつやらないか、こういうことをやっているのですが、厚生省もなかなか手が回りかねておる。この問題をないがしろにはしていない、かようにいえると思ひます。

ことにまた食品公害等になれば、色素などはとにかくやめようじゃないか、こういう話をしていくのです。笑い話ではなく、そういう話をする、と、紅白のもちというのはどうなりますか、こういうことまでいってありますが、紅白のもちとはなにかく別として、店頭から色素を使ったものはなくする、という、そういう態度が望ましい。そういうことでないと、梅干しも色をつけなければならぬ、たぐわん自身が色をつけるという、そういうのはもうよくない。そうしてそのために高くなるのでは国民はたまったものではない。だから、自然のまままでひとつやってほしいという、そういうこともいっておるわけです。色素並びに薬事法、薬の問題、これはたいへんな問題です。アメリカでニクソン大統領が数百の薬をやめるとか何とか言ったという、とにかくアメリカのことなら大体が気に食わないのだが、いいことはやはりまねてもいいのですから、その辺を田畑君も話しになったのだと思ひます。この薬の問題については私はいまのような考え方をしております。

そこで、あとの問題について、この機関の問題、これはもう野党三党から珍しく役所を特別なものをつくれ、そのために大臣ふやしてもいいというのですが、私は大臣をふやすよりも、何か

機能を統一することによって効果をあげられるのじゃないか。そのためにひとつ本部をつくってみよう、こういうことでスタートしました。しかし、この状態が必ずしもいつまで続き得るのかどうかというところになると、やはり考えさせられる。したがって、いま野党三派からも出されておるように、公害問題と取り組む姿勢とすれば本部もけっこうだが、もっとそのほうに力を入れる、こういうようなことではないだろうか、かように思ひます。いままでの、少なくとも労働省と通産省の間で、一つの問題がある。鉱山保安に関する問題ですね。鉱山事業、それを取り締まっている、またそれを奨励している役所、それはやはり鉱害というか鉱山保安それも一緒にやるという、そういう考え方でいままでのところは効果をあげていた。公害の場合も、やはり公害行政というものは別になかなかない。やはり食品行政あるいは生産工業の過程で公害が出てくる、こういうような見方をいままですていた。しかし、どうもそういう見方をするから逆転するのだ。どうもいまのように経済自身が一つの手段だといいながら、やはり事業を主導しているところで公害問題と取り組むから逆になりがちだ、こういう批判もあろうかと思ひます。私はやはりいまのような段階で機構は整備していくことが望ましいんじゃないだろうか、かように思ひますので、野党からせつかく出された環境保全省、そういうものについては、やはり私ももっと前向きで検討すべき時期が来ているんじゃないか、かようにも思ひます。

少なくともいまの研究所、これはやはりばらばらにならないように、ひとつ思い切ってりっぱな研究所をつくるのが何よりも必要だろう、かように思ひまして、山中大臣ともいろいろ話し合つたような状態です。したがって、この研究所の問題は直ちに予算化することはできないまでも、調査費その他適当な、具現するような方法は、ぜひとも講じたい、かように思つております。これらの問題もいずれこの国会ではなしに来たる通常国会において十分御審議をいただきたい、かように思ひます。

○田畑委員 終わります。

○加藤委員長 この際、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案にかかわる環境保全宣言に関する件について、本委員会の決議を行なうべしとの動議が渡辺栄一君外三名より提出されております。まず、提出者の趣旨の説明を求めます。渡辺栄一君。

○渡辺(栄)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたします。環境保全宣言に関する件について決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

環境保全宣言に関する件(案)
健康で文化的な生活を享受することは国民の基本的な権利であり、そのためには良好な環境の確保が不可欠であることにかんがみ、長期的な視野の下に、現在及び将来の国民のために、国をあげての努力により良好な環境が確保されなければならない。

しかるに、近時産業経済の高度の発展の過程において、自然の生態系の循環にみだれがみられ、殊に世界にまれな高密度社会を形成するわが国において環境の汚染は急速に進んでいる。環境保全基本法案は、自然環境の保全を含め、人間の良好な環境を確保するための施策を定めたもので、ビジョンを示したものととして評価される。

政府案はわが国において国民の生活が公害に脅かされている現状にかんがみ、問題を環境保全という一般的な角度よりも、従来どおり公害対策という視野からとらえ、公害対策基本法改正案において国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることを明確にするとともに現下緊要の施策を示したものである。

政府は、今後公害対策の一層の推進を図るとともに、さらにひろく人間の環境保全のための諸施策を講ずべきである。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。本決議案の趣旨につきましては、案文の中に尽きておると存じます。したがって、省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○加藤委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

○加藤委員長 本件について発言の申し出がありませんので、これを許します。島本虎三君。

○島本委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたします。本決議案に心から賛意を表せんとするものであります。

御承知のとおり、本決議案は、四党一致による提案でありまして、内容は環境保全についての憲章として、現下の情勢から見ても妥当なものであると。

ここに満腔の敬意を払うとともに、賛意を表せんとするものであります。(拍手)

○加藤委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、動議のごとく、環境保全宣言に関する件を本委員会の決議とすることに決しました。(拍手)

本決議について、政府の所見を求めます。内閣総理大臣佐藤栄作君。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま四党共同での環境保全宣言という決議がでさうございました。私もこの趣旨を体して、十分尊重して、そうして公害と取り組み、公害防止並びに公害対策に万全を期したい、かように念願しております。この上とも御支援、御鞭撻のほどをよろしくお

願います。(拍手)

○加藤委員長 次、おはかりいたします。本決議の参考送付につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○加藤委員長 これにて公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案、及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案の四案に対する質疑は終了いたしました。

○加藤委員長 まず、公害対策基本法の一部を改正する法律案に関する議事を進めます。

本案に対し、日本共産党米原君から修正案が提出されております。

公害対策基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

公害対策基本法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正に関する部分を次のように改める。

目次を次のように改める。

前文

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 公害の防止に関する基本的施策(第十一条―第二十六条)

第三章 被害の救済及び紛争の処理(第二十七条―第三十三条)

第四章 費用負担及び財政措置(第三十四条―第三十六条)

第五章 公害委員会(第三十七条)

第一章の改正に関する部分の次に次のように加える。

第一章の前に前文として次のように加える。

われらがいまここで確立しなければならない公害対策には二つの意義がある。第一に、良好な環境のなかで健康で安全、快適な生活をいとなむことは国民の基本的な権利であり、公害対策は、この権利の侵害から国民をまもることである。第二に、公害防止は、人間の生存の条件を破壊からまもることであり、それは後の世代にたいするわれらの義務をはたすことでもある。

わが国の公害は重大な段階に入り、全国くまなくひろがり、急速な悪化がつづき、国民は世界に例を見ない危険な公害に直面しており、もはや一日も放置することを許されない状態である。今日のこの事態をじやく起した責任の大半は、自己の利益の追及にのみ急であつた企業の責任に帰せられなければならない。また、企業のこのような公害発生に有効な規制が加えられず、ひたすら経済の急速な拡大がはかられたことが、このような公害の激化をまねいた。

したがって、公害を防止し、良好な環境を保全するためには、企業の責任を明らかにし、企業にたいするきびしい規制を行なつて、発生源で公害を防止することこそ第一である。住民は公害の被害者であり、良好な環境のなかで健康で安全、快適な生活をいとなむ権利を行使する立場にあり、住民の運動、要求に依拠する公害対策、住民参加を保障する公害対策をおしすすめるものでなければならない。

われらは、右の基本的立場にたつて、ここにこの法律を制定する。

第一条の改正規定を次のように改める。

第一章 総則

(目的)

第一条 良好な環境のなかで健康で安全、快適な生活をいとなむ国民の権利は、公害による侵害からまもらなければならない。また後の世代のために人間生存の条件は、公害による破壊からまもらなければならない。この法律は、公害対策のこの意義に基づき公害防止に関し、事業者、国及び地方公共団体の責務、施策の基

本となるべき事項を明らかにすることにより、公害対策の総合的推進をはかり、もつて国民の健康で安全、快適な生活をいとなむ権利を保障するとともに、良好な環境を保全することを目的とする。

第二条第一項の改正に関する部分を次のように改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に基づく自然および生活環境の破壊であり、大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の土質その他の状態が悪化することを含む。以下同じ)、土壌汚染、海洋汚染、放射能汚染、産業廃棄物の投棄、農薬散布による汚染、騒音振動、地盤の沈下、悪臭、その他によつて、人の健康、生活環境、若しくは財産に係る被害が生じ又は人の安全かつ快適な生活が侵害されること、及び環境の汚染若しくは破壊によつて、将来の国民の健康で安全、快適な生活に著しい支障を生ずるおそれのあることをいう。

3 この法律でいう「環境」には生活環境だけでなく、広く歴史上の遺跡や文化財等の保全、すぐれた自然的景観の保全、及び自然環境をふくむものとする。

4 公害には、工場、事業所、若しくは交通機関などからの有害排出物による環境汚染のほか、事業者の資源採取、開発等の事業活動に伴う良好な環境の破壊を含むものとする。

5 この法律でいう「被害」または「良好な環境」の破壊とは、直接的な影響だけでなく、二次的・三次的影響、集合、相乗作用の影響、長い時間かかってあらわれる累積的影響も含むものとする。

第三条第一項の改正に関する部分を次のように改める。

第三条を次のように改める。

(事業者の責務)

第三条 事業者はその事業活動によつて公害を生ぜざるを旨とし、公害発生防止装置のとりつけ、生産工程、施設の改善、産業廃棄物の適切な処理など、公害発生防止のために必要な一切の措置を講じ、国及び地方公共団体の行なう公害防止のための事業活動にたいする規制にしたがい、また、公害防止の施策に協力する責務を有する。

2 事業者は物の製造、加工、販売等に際して、その物品の使用に伴つて発生する公害、及びそれらの廃棄物の処理については前項と同様の責務を有する。

3 事業者は、資源の採取事業、各種開発事業の活動に伴う良好な環境の破壊を防止するうえで前二項と同様の責務を有する。

4 事業者は、その事業活動に伴う公害によつて他人に与えた損害を賠償する責務を有する。

(国の責務)

第四条 国は、公害を発生源で防止するため、事業にたいする規制を行なうことをはじめ、全国的な公害防止と環境保全のための総合的施策を計画策定し、実施する責務を有する。

2 国は、国の施策全般にわたつて公害の防止、良好な環境保全の目的が達成されることを、これらを策定し実施する際、十分配慮する責務を有する。

3 国は、公害の状況をつねに正確に把握し、対策(被害者救済を含む)が手おくれにならないようにし、公害がなお拡大、悪化するときは、これまでの対策をいっそうきびしくする責務を有する。

第五条を次のように改める。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、地方自治法の本旨に基づき、当該地域内の事業者の事業活動にたいする規制を行なうことをはじめ、当該地域の公害の実情、自然的、社会的諸条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、これを実施する責

務を有する。

2 地方自治体は、条例に基づき当該地域の条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、実施するとき、国の法律により定められる基準よりきびしい基準を定め、それに基づき必要な規制措置をとることができる。

第六条を削除し、第五条の次に次の第六・八条を追加し、第七条を第九条に、第八条を第十条とする。

(公害対策の優先)

第六条 国及び地方公共団体は、すべての産業経済政策、国土開発政策、企業利益に優先して公害の防止に関する施策を実施しなければならない。

(住民の意志の尊重)

第七条 国及び地方公共団体が公害の防止に関する施策を講ずるに当たっては、住民が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を確保するために行う運動によつて表明された住民の意志が尊重されなければならない。

(情報の公開)

第八条 国又は地方公共団体は、公害に関し調査、測定、試験及び検査を行った場合には、遅滞なく、その結果、及び一切の関係資料を公表しなければならない。

2 事業者は、国、地方公共団体にたいし、また公害による被害をうけ、若しくはそのおそれのある住民の求めがあるときは、当該公害に係る資料をすべて公開しなければならない。

企業秘密等を理由に、これを隠ぺい若しくは拒否してはならない。

第九条第一項の改正に関する部分から第二十九条の次に一条を加える改正に関する部分までを、次のように改める。

第二章から第四章までを次のように改める。

第二章 公害の防止に関する基本的施策

第一節 環境基準と排出基準

第十一条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、その他公害に係る環境

上の条件について、良好な環境を保全し、国民が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を保障するために必要であり、維持されなければならない環境基準、及びそれを維持するために必要な施設、事業所についての排出基準、内燃機関などの構造に関する基準、燃料に関する基準等の規制基準を定めるものとする。

2 地方公共団体は、当該地域の特殊な条件を勘案した環境基準及び規制基準、及び事業者によつての基準を遵守させるための措置を条例で定めるものとする。

3 地方公共団体は、条例に基づき、国の法律により定められた基準よりもきびしい規程、若しくは政府がまだ規制の対象としていない有害物に関する基準を定めることができる。

4 前項の排出基準等は、当該地域の工場、事業所の生産計画、生産規模、発生源の地域的集積、都市の構造、地形、気象条件、流水の量、その他の条件を勘案し、当該基準が適用される地域以外の区域への影響が配慮されなければならないものとする。

5 第一項及び第二項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、公害の予測に関する調査、その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を行わなければならない。

2 国及び地方公共団体は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を緊急に総合的に整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、公害に関し住民による監視、測定、調査、研究を支持し、尊重しなければならない。

第二節 公害の防止及び規制
(事業活動に対する規制)

第十三条 地方公共団体は、事業活動に伴つて発生する公害を防止するため、公害発生の原因となる施設等の新設、増設、拡張にたいする許可、施設等にたいする改善、計画変更命令、事業活動の制限、禁止、操業の停止命令等による規制制度を確立するよう必要な施策を講じなければならない。

2 国と地方公共団体は、道路運送車輛、航空機の製造事業者又は輸入、販売業者にたいして、有害排出除去装置の完備、内燃機関などの構造改善命令、製造、販売の禁止等による公害防止のための規制制度を確立するよう必要な施策を講じなければならない。

3 国と地方公共団体は、物が使用されるに伴つて発生する公害を防止するため、すべての製品にたいする審査制度を確立するとともに、公害の原因となる物の製造、輸入、販売に従事する事業者にたいして、製造、加工、輸入、販売の禁止等をふくむ規制制度を確立するよう、必要な施策を講じなければならない。

(資源の採取等に関する規制)

第十四条 地方公共団体は、事業者が行なう資源の採取、地域開発等の事業活動に伴う公害を防止するため、これらの事業活動についての許可、事業活動の禁止、制限、停止、復元命令等による規制制度を確立するよう必要な施策を講じなければならない。

(地盤の沈下等に係る規制)

第十五条 地方公共団体は、地盤沈下に影響を及ぼす地下水の汲み上げを行なう事業者の地下水汲み上げにたいして許可、制限、禁止、水利利用の節約命令等による規制制度を確立するよう必要な施策を講じなければならない。

(事業者の点検、報告義務)

第十六条 事業者は、その管理に係る公害の原因となる施設について、公害の発生状況等を常時点検するとともに、条例の定めるところにより地方公共団体の長に報告しなければならない。

第十七条 地方公共団体の長は、公害の原因となる施設について発生源、発生原因、発生状況等を常時監視し、又はその職員にその施設及び関連施設について立入り検査を行なわせることができる。

(責任転嫁の禁止)

第十八条 事業者は、前条の命令の実施に際し、その雇用者及び下請業者等にたいし、解雇、給与、報酬、下請代金等の減額、支払停止等を行なつてはならない。

(緊急時の措置)

第十九条 地方公共団体は、人の健康に係る公害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大、又は発生を防止するための緊急の措置をとることができるように、公害の原因となる工場、事業所の排出の停止、操業の制限及び停止、燃料の転換、交通の規制、有害物質をふくむ物品の販売の制限、その他の必要な施策を講じなければならない。

第三節 その他の施策

(公害防止事業計画)

第二十条 国及び地方公共団体は、公害を防止するため、長期的展望に立つて、次の各号に掲げる事項に関し、公害防止事業計画を策定し、その実施に必要な措置を講じなければならない。

一 大気、水及び土壌の清浄化に関する事項

二 自然環境(動植物を含む)の保全に関する事項

三 海洋環境の保全に関する事項

四 緑地、公園、緩衝地帯等の公共空地の設置に関する事項

五 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理に供する施設の移転に関する事項

六 道路、下水道、汚水処理場、廃棄物処理施設等の整備に関する事項

七 前三号に掲げるもののほか公害を防止するために必要な施設の整備に関する事項

(緊急整備計画)

第二十一条 国及び地方公共団体は、現に公害が

著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域について、前条の公害防止事業計画のうち下水道、緩衝地帯等公害の防止のために緊急に整備する必要がある施設の整備に関する事業につき、緊急整備計画を作成し、その実施に必要な措置を講じなければならない。

(国土の開発整備に関する計画等の整備等)

第二十二條 国は、国土の開発整備に関する計画、土地利用に関する計画、公共的な施設の整備に関する計画、産業の振興に関する計画等の策定及びこれらの計画に基づく事業の実施並びにその他の国の施策全般にわたつて、公害の防止の見地からの調整が統一的行なわれるよう必要な措置を講じなければならない。

(土地利用の規制等)

第二十三條 国は、公害の防止のため、土地利用区分の指定その他土地利用に関する規制制度を確立するよう必要な措置を講じなければならない。

(総合的研究開発体制の確立)

第二十四條 国は、公害の防止に資する科学技術の振興を図るため、基礎的研究をふくむ総合的研究体制を確立し、研究開発の推進、その成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて、公害に関する科学技術の振興を図るため必要な措置を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の措置を講ずるに当つては、試験、研究開発等が自主的かつ民主的な運営の下に行なわれるように配慮しなければならない。

(専門的技術職員の確保)

第二十五條 国及び地方公共団体は、公害の防止に要する専門的技術者が極度に不足している事態にかんがみ、その養成、確保に関し、すみやかに必要な措置を講じなければならない。

(教育の振興、知識の普及)

第二十六條 国及び地方公共団体は、公害及びその防止に関する教育の振興、知識の普及に必要な措置を講じなければならない。

第三章 被害の救済及び紛争の処理

第二十七條 国と地方公共団体は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停、仲裁等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない。

(被害の救済)

第二十八條 国と地方公共団体は、公害による被害者をすみやかに救済し、これに要する費用を事業者が負担し、医療給付、生活又は営業の補償等を行なう制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない。

(無過失賠償責任制)

第二十九條 公害に係る被害の特殊性にかんがみ、事業者は、公害によつて他人の権利を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する義務を負う。この場合、この法律若しくは条例に違反しないことの故をもつて賠償責任を免れることはできないものとする。

(因果関係の立証責任制)

第三十條 公害に係る被害の特殊性にかんがみ、事業者は、その事業活動と被害との間に因果関係の存在しないことを立証しないかぎり、その義務を免れることはできないものとする。

(賠償義務の承継)

第三十一條 公害による損害の発生後に事業の譲渡があつたときは、損害の発生の際の事業者及び損害の発生後に事業者となつた者が連帯して損害を賠償する義務を負うものとする。

(複数事業者による被害)

第三十二條 公害による被害が二以上の事業者の事業活動によつて生じたときは、各事業者は連帯して賠償する義務を負うものとする。

(国の賠償義務)

第三十三條 公害の原因となつた事業者が明らかに賠償の義務を負うものとする。

第四章 費用負担及び財政措置

(事業者の費用負担)

第三十四條 事業者は、その事業活動に伴つて発生する公害を防止するための事業に要する費用を負担しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて発生する公害を防止するため国及び地方公共団体が実施する事業に要する費用の全部を負担するものとする。但し、国及び地方公共団体が、公害の防止の目的と、環境改善の目的をあわせて行なう事業については、事業者はその事業による公害の防止に相当する部分の費用を負担するものとする。

3 前項の規定により事業者が費用を負担させる場合の費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者が負担させる額の算出方法、その他費用の負担に関し必要な事項について別に法律で定める。

(地方公共団体に対する財政措置)

第三十五條 国は地方公共団体が公害の防止に関する措置を講ずるために要する費用について、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(中小企業者に対する助成)

第三十六條 国及び地方公共団体は、中小企業者が行なう公害防止の施設、防止事業の費用の負担について必要な金融上税利上の措置、その他の措置を講じなければならない。

第五章 公害委員会

(公害委員会)

第三十七條 地方公共団体に、当該地方公共団体の区域に係る公害の発生防止に関する行政事務、公害に係る被害の救済に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理、公害に関する行政犯、刑事犯についての調査、告発に関する事務等を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律で定めるところにより、公害委員会を置く。

2 公害委員会の委員は、当該地方公共団体の住民の公選によるものとする。

8 公害委員会は、公害の調査、監視と公害対策についての審議、地方公共団体の長に対する勧告、被害の認定、紛争についてのあつせん、調停、仲裁裁定、公害に関する行政犯及び刑事犯についての調査、告発(検察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、その検察官の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求できる)等の権限を有するものとする。

4 公害委員会には、事務局並びに公害調査専門審査会、公害被害認定審査会及び公害紛争処理審査会を置くものとする。

○加藤委員長 ます、提出者から、本修正案の趣旨の説明を求めます。米原君。

○米原委員 私、日本共産党を代表して、提案しました公害対策基本法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

私は、今回の政府提案の修正案が、経済発展との調和事項を削除するなど、一定の前進面があることを否定するものではありません。しかしながら、現実起こっている日本における事態に対して、この基本法では十分とはいえない、こう考えるものであります。その立場から、もちろん基本法でありますから、個別法に論ずるようなこまかい問題を提起するわけではありませんが、少なくとも公害対策に必要な条件、原則的なものをはっきり明記すべきだ、こういう立場に立つてこの修正案を提案した次第であります。

その第一には、まず前文としまして、「第一に、良好な環境のなかで健康で安全、快適な生活を」となむことは国民の基本的な権利であり、公害対策は、この権利の侵害から国民をまもることである。第二に、公害防止は、人間の生存の条件を破壊からまもることであり、それは後の世代にたいするわれらの義務をはたすことでもある。こういう立場を前文に明記して、さらに、今日の事態を惹起した責任の大半を負わなければならない事業

者の責任、この点を前文でも明確にすべきだと思ふのであります。すなわち「公害を防止し、良好な環境を保全するためには、企業の責任を明らかにし、企業にたいするきびしい規制を行なつて、発生源で公害を防止することこそ第一である。」この原則を前文に明記すべきだと考えます。

続いて第一条の目的におきまして、この条項をもつと明確な規定に変えております。

第二条の定義の項におきまして、公害を、書かれてゐるようなものだけに規定しますと、それ以外の事態の発生した場合にこれに應ずることができない、こうなりますので、すでにわかつてゐるいろいろな問題をつけ加えるとともに、「その他」として、今後発生する公害に対しても対処できるようにする。また、「環境」ということばにつきまして、「生活環境」だけでなく、広く歴史上の遺跡や文化財等の保全、すぐれた自然的景観の保全、及び自然環境をふくむものとする。『こういうふうに変更するべきだと考えるのであります。』

第三条は、事業者の責任、それから国の責任及び地方公共団体の責務、こういう項目につきましても義務的なものとするように表現を改めております。

さらに第六条を変えまして、公害対策の優先の原則、あるいは続いて住民意思の尊重の原則、情報公開の原則等を入れるべきだと思ひます。

第二章では、第一節として「環境基準と排出基準」、この項におきまして、環境基準を単なる政策達成の目標ではなくて、やはり国民が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を保障するために必要で、維持されなければならないものとはつきり規定する。そして、これと排出基準との関係も明確にする。

第二節では「公害の防止及び規制」について、事業活動に対する規制の原則を明確にする。それと同時に、資源の採取規制の原則、地盤の沈下等にかかる規制の原則、事業者の報告の原則、その他の地方公共団体の立ち入り権の原則その他を明確にしております。

さらに第三節において、公害防止事業計画、緊急整備計画、国土の開発整備に関する計画等の原則、総合的研究機関の確立の原則、そういうものを入れております。

第三章においては、「被害の救済及び紛争の処理」の原則であります。この章におきまして、無過失賠償責任制の原則、因果関係の立証責任制の原則、こういうものを入れるのであります。

さらに第四章において、「事業活動に伴つて発生する公害を防止するための事業に要する費用を負担しなければならない。」この原則を入れることによつて、今国会に提案されておる費用負担法の不十分な部分を補うことにする。

第五章、最後の章におきまして、住民公選制による公害委員会を設置して、公害対策に十分に対処できるような機関を設けるべきである。

以上が、私たちが修正案を提案した理由及び概要であります。

委員各位が慎重御審議の上、すみやかに御可決くださることを切にお願いいたします。

○加藤委員長 これにて本修正案の趣旨説明は終りました。

○加藤委員長 これより本案並びに修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。小山市二君。

○小山(省)委員 私は、自由民主党を代表して、政府提出の公害対策基本法の一部を改正する法律案に賛成し、米原君提出の修正案に反対の討論をいたしますのであります。

わが国におきましては、過ぐる昭和四十二年第五十五国会において公害対策基本法が制定せられ、自來今日まで既存の公害関係諸法の改善、充実に従来立ちおかれていた公害対策についての新たな立法措置が進められてまいりましたことは、あらためて申すまでもありません。

しかしながら、わが国経済の高度成長に伴い、国民生活は著しい向上を見せた反面、エネルギー

の転換、重化学工業化の進展、急激なモータリゼーション、人口の都市集中を背景として、近年公害現象はますます複雑に拡大、集積、複合し、さらに鉛汚染、カドミウム汚染、廃棄物公害など、新しい公害問題も現出するなど、人の健康や生活環境に対する重大な脅威となるに至つております。

このような状況に対処し、公害関係諸法をこの際全面的に改正し、総合的、体系的な整備、充實をはかるため、ここに公害対策基本法の一部改正案外関係諸法案が提出され、今日まで公害防止への精力的な取り組みがなされてまいりましたことは言うまでもありません。

今次改正案においては、国民の健康で文化的な生活を確保する上において、公害防止がきわめて重要であることを明確にし、さらに自然環境の保護、土壌汚染の防止、廃棄物の適正な処理等について、真に実効性のある公害憲章としての規定を整備いたしております。

また、関連諸法において、従来の指定地域制を廃止し、規制対象地域を全国に拡大し、都道府県にはよりきびしい規制基準を設定できる道を開き、有害物質は常時規制を行ない、規制基準に適合しない排出者に対しては直罰主義をとる等、規制措置の拡充強化を行なつております。

また、基本法において従来から立法が予定されて、しかも、今日まで未整備であつた事業者の費用負担に関する法制も実現を見たことであります。これにより、事業者みずからの公害防止施設の整備はもとより、緩衝緑地、下水道等の国または地方公共団体の公害防止事業も飛躍的に進展される道が開かれたことになりました。

このような抜本的な改正案によつて、公害防止のための必要な法的措置は、格段の強化を見ることになるので、今後科学技術の研究開発の推進と相まって、国民の健康の保護と生活環境の保全のために果たす役割りはきわめて大なるものがあります。

したがいまして、私は、公害対策基本法一部改

正案に心からなる賛意を表することが、今日深刻な公害問題に直面し、その解決を国会に期待してゐる国民各位に対し、われわれがその負託にこたえる最善の道であると信じて疑いません。

次に、米原君提出の修正案については、公害防止にあつた現実性に之しく、遺憾ながら適切妥当な措置とは申しがたいので、反対であります。

以上をもつて、政府原案に賛成し、修正案に反対の討論をいたします。(拍手)

○加藤委員長 次に、佐藤親樹君。

○佐藤(親)委員 私は、日本社会党、公明党、民社党を代表して、政府提出により公害対策基本法の一部を改正する法律案に対しまして、反対の討論を述べらるゝのであります。

その理由は、以下の十点になります。

第一点、良好な環境を享有する権利は、国民の基本的な権利であるにもかかわらず、政府案はこれを確認し、保障しようとはせず、このため、経済との調和事項を削除するのみで、環境保全優先の原則を放棄してゐること。

第二点、自然の自浄能力を越えた環境の汚染と破壊を防止し、自然と人間との調和点を究明することは、いまや人類共通の課題であるにもかかわらず、政府案における自然環境の保護は、緑地の保全その他の域にとどまり、きわめて矮小化されてゐること。

第三点、公害とは、国民の健康にして安全かつ快適な環境が、事業活動その他の人為によつて汚染または破壊されることと考えるべきなのに、政府案では大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭に限定してあり、現在及び将来にわたる環境の汚染、破壊を真に防止し得るものではないこと。

四番目に、「事業者の責務」には、政府案による産業廃棄物の処理ばかりではなく、自然の浄化能力を越えるおそれのある物質を製造、加工、販売もしくは使用する場合は、合理的処理可能な範囲でのみ許されることを加えるとともに、国はこ

の見地から製品の事前審査制を確立すべきであること。

五番目に、環境基準は、国民の健康で安全かつ快適な環境を保全するために達成され、維持されなければならない最低限のものと考えらるべきであるにもかかわらず、政府案では、現行法の「維持されるべきが望ましい基準」を改正しようとはせず、しかも、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音にかかる基準に限定していること。

第六、公害紛争における事業者の無過失賠償責任及び举证責任の転換を明らかにすべきであるにもかかわらず、政府案は全くこれを黙殺していること。また、被害の救済に關し、原因不明の疾患に対する公費負担医療制度及びその原因の究明と治療法の開発のための制度を確立すべきなのに、政府案では何らの努力も払っていないし、生活保障をしていないこと。

七、環境保全に關しては、条例優先の原則が確認されなければならないにもかかわらず、政府案はこれを明らかにせず、個別法において若干の譲歩を示したにとどまっていること。

第八、環境保全のための土地利用の見地から、地域の開発及び土地の売買に關する規制制度を創設すべきであるにもかかわらず、政府案ではこれを無視していること。

第九点、あらゆる行政機関並びに事業者に対して、環境保全に資する資料を進んで公開すること義務づけるべきであるにもかかわらず、政府案ではこの公開の原則が立てられないままに終わっていること。

第十点、国民の健康にして安全かつ快適な環境を保全するための行政機関として環境保全省を設置すべきであるが、政府案はこのような有効な行政の一元化を回避していることである。

以上の諸点により、私は政府提出の公害対策基本法の一部を改正する法律案に対し反対し、また、米原昶君提出の修正案に対し賛成しかねるものであります。(拍手)

○加藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。
まず、本案に対する米原昶君提出にかかる修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立少数。よって、本修正案は否決せられました。

次に、公害対策基本法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○加藤委員長 次に、公害防止事業費事業者負担法案に關する議事を進めます。

本案に対する質疑は先刻終了いたしましたのであります。

本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案にかかる岡本富夫君外三名提出の修正案が提出されております。

公害防止事業費事業者負担法案に対する修正案
正案
公害防止事業費事業者負担法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項第五号中「第一号」を「工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて第一号」に、「定める事業」を「定めるもの」に改める。

○加藤委員長 まず、修正案について提出者から趣旨の説明を求めます。岡本富夫君。

○岡本委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党を代表いたしまして、ただいま議題となつております公害防止事業費事業者負担法案に対する修正案についてその趣旨を御説明

申し上げます。
まず、案文を朗讀いたします。

公害防止事業費事業者負担法案に対する修正案

正案

公害防止事業費事業者負担法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項第五号中「第一号」を「工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて第一号」に、「定める事業」を「定めるもの」に改める。

次に、本修正案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

公害防止事業の範囲に、住宅の移転の事業を示すこと。

何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○加藤委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終了しました。

○加藤委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、岡本富夫君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○加藤委員長 次に、騒音規制法の一部を改正する法律案に關する議事を進めます。

本案に対する質疑は先刻終了いたしましたのであります。

す。
本案に対し、日本共産党米原昶君から修正案が提出されております。

騒音規制法の一部を改正する法律案に対する修正案

第一条の「自動車騒音に係る許容限度を定めること等」を「自動車騒音に係る許容限度を定め、鉄道騒音に係る規制を行なうこと等」に改める。

第二条 この法律において「鉄道騒音」とは、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)、全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、地方鉄道法(大正八十八年法律第五十三号)、帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)及び軌道法(大正十年法律第七十六号)に基づく鉄道又は軌道による運輸事業に伴い発生する騒音をいう。とする。

第十七号の「都道府県知事は」を「都道府県知事及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は」に改める。

第五章の章名を「鉄道騒音に係る規制等」と改める。

(防止義務)
第十八条 第二条第五項に定める運輸事業を行なう者は、鉄道騒音を防止するため、車輛、鉄道又は軌道の構造その他設備の改良等に努めなければならない。とする。

(措置命令)
第十九条 鉄道騒音の防止を図るため、運輸大臣は、前条の運輸事業を行なう者に対し鉄道騒音に係る規制に關し必要な事項を定め、又はその事項を順守させるため、車輛、鉄道又は軌道の構造その他設備の改良等について必要な措置を命ずることができ、とする。

(測定に基づく意見)
第十九条の二 都道府県知事は、第二十一条の

二の測定を行なった場合において、指定地域内における鉄道騒音が総理府令、厚生省令で定める限度をこえていることにより鉄道又は軌道の周辺の生活環境が著しくそのなわれると認めるときは、その事態を防止又は除去するために必要な措置に關し、当該運輸事業者又は主務大臣に意見を述べることができるとする。

第五章雜則を「第六章雜則」と改める。

○加藤委員長 本修正案について提出者から趣旨の説明を求めます。米原君。

○米原委員 騒音規制法の一部を改正する法律案に対するわが党の提出した修正案について、簡単にその概要を御説明申し上げます。

第一に、鉄道軌道騒音の規制を設けることである。

第二に、運輸大臣は事業者への騒音防止を義務づけることである。

第三に、都道府県知事は、主務大臣及び事業者に対して、指定地域の鉄道軌道騒音が基準を越えるときは意見を述べることができるようになることである。

以上、簡単に御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○加藤委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○加藤委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、米原君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、騒音規制法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○加藤委員長 本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が寒川喜一君外三名から提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。寒川喜一君。

○寒川委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党を代表いたしまして、ただいまの法律案につきまして附帯決議を付しますことを提出いたします。

まず、案文を朗読させていただきます。

騒音規制法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

一 鉄道軌道特種に、新幹線による騒音については、今後鉄道営業法等関係法令中に騒音防止を図るべき旨を明らかにするようその改正を図る外、騒音の発生及び防止方法に関する技術的研究開発を更に積極的に推進強化し、その成果をもとにして、関係法令等において、軌道、構造物、車両等各般にわたって騒音防止のための規制を講ずる等適切な措置をとること。

二 航空機騒音対策については、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」及び「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく施策を積極的に進めるほか、特に民間航空については騒音の小さい航空機の採用に努力するとともに、ローカル空港における対策を進めること。

三 電気工作物及びガス工作物の騒音については、電気事業法及びガス事業法に基づく監督を厳しく実施するとともに、地方公共団体との連絡を密にし、その騒音規制に遺憾なきを期すること。

右決議する

案文は以上でございます。

その趣旨につきましては、連日の本案審査に際し十分御了承のことと存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。（拍手）

○加藤委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

附帯決議について政府より発言を求められておりますので、これを許します。内田厚生大臣。

○内田國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしまして、その御趣旨を尊重し、善処いたしてまいりたいと存じます。

○加藤委員長 次に、大気汚染防止法の一部を改正する法律案に関する議事を進めます。

本法案の質疑は先刻終了いたしております。

本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案にかかる岡本富夫君外三名提出の修正案並びに日本共産党米原君提出の修正案がそれぞれ提出されております。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案（岡本富夫君外三名提出）

対する修正案（岡本富夫君外三名提出）

大気汚染防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項第三号の改正規定中「弗化水素」の下に「鉛」を加える。

第二条第六項の改正に關する部分を次のように改める。

第二条第六項中「一酸化炭素その他の人の健康に有害な物質であつて」を「一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生

ずるおそれがある物質で」に改める。

第四条第一項の改正規定中「政令で定める基準に従い」を「政令で定めるところにより」に改める。

第十八条第二項の改正に關する部分中「当該特定施設設置者」の下に「勧告する」を「命ずる」に加える。

第二十三条第四項の改正規定中「ばい煙に起因する場合にあつては」の下に「厚生省令、通商産業省令で定めるところにより」を加え、「勧告し」を「命じ」に改める。

第三十三條の二第二項第二号の改正規定中「第十八條の四」を、「第十七條第二項、第十八條の四又は第二十三條第四項」に改める。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案（米原君提出）

大気汚染防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の一部を次のようにする。

第二章 ばい煙の排出の規制等（第三章―第十五條）

第二章の二 粉じんに関する規制（第十六條―第十八條の三）

第三章 自動車排出ガスに係る許容限度、設備等（第十九條―第二十一條）

第五章 雜則（第二十六條―第二十九條）

第六章 罰則（第三十條）

第一条の改正規定を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴つて生ずるばい煙の排出並びに自動車排出ガスの排出等を規制し、大気汚染に關し、国民の健康で安全、快適な生活を保護し、良好な生活環境、自然環境の破壊を防止することを目的とする。

第二条第一号中「いおう酸化物」を「いおう酸化物及び窒素酸化物」に改める。

第二条第三号中「カドミウム以下政令で定める

もの」までを削除し、「別表に掲げるもの」を加える。

第二項中「(鉱山保安法以下同じ。)」を削除する。並びに「政令で定め」を削除し「別表に掲げ」を加える。

第二項第六項中「(一酸化炭素)」の次に「炭化水素、窒素酸化物、鉛化合物」を挿入する。

第三項の見出し「(排出基準)」を「(地域的環境基準及び排出基準)」に改める。

第三項第一項を削除して「都道府県は、条例の定めるところにより公害対策基本法(昭和 年 月 日法律第 号)により定められた大気汚染に関する国の環境基準を越えて、その地域の自然的、社会的条件を考慮して、環境基準を定めることができる」を加える。

第三項第二項を第三項としてくりさげる。

第三項第一項の次に第三項を設け「排出基準はばい煙発生施設において発生するばい煙について、大気汚染に係る環境基準を達成するため、当該地域の自然的、社会的条件を考慮し、かつ排出総量に応じて、都道府県が条例により定めるものとする。を挿入する。

第三項第二項第一号を第三項第三項第一号として、条文中「政令で定める以下に」を削除する。

第三項第二項第二号及び第三号は、第三項第三項第二号及び第三号に改める。

第三項第三項第四号を第三項第三項第四号とし、条文中「排出の高さに」を削除する。

第三項第三項、第四項及び第五項を削除する。

第四項を全文削除する。

第五項を第四項として、法文中「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

第六項の見出し中「届出」を「許可」に改める。

第六項を第五項とし、「厚生省令、通商産業省令」を「都道府県の条例」と改め、「次の事項を」を削除し、並びに「に届け出」を削除し、「の許可を受け」を加える。

第六項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号及び第六項第二項を全文削除する。

第七項を第六項とし、法文中「三十日以内に以下」を削除し都道府県の条例の定めるところにより、都道府県知事の指定する期限内に許可を受けなければならない。

第七項第二項を削除する。

第八項の見出し中「届出」を「許可」に改める。

第八項を第七項に改め、全文削除し、「第五項又は前条の規定により許可を受けた者は、その許可に係る施設の変更について条例の定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。」

第八項第二項を全文削除する。

第九項の見出し「計画変更命令」を「不許可」と改める。

第九項を第八項として、全文削除し、「都道府県知事は、第五項又は前条の許可の申請があった場合において、条例の定めるところにより排出基準に適合しないと認めるときは、不許可にする。

第十項を第九項に改める。

第十項を第十項に改める。

第十項を第十一項に改める。

第十項を第十二項に改め、「都道府県知事は」を「都道府県は、条例で定めるところにより」と改め、「において、その継続的な以下認められるとき」を削除する。

第十五項を第十三項に改め、「地域として政令で定める」を削除する。

第十五項第三項、第四項を削除する。

第十六項を第十四項に改め、「厚生省令、通商産業省令」を「都道府県の条例」と改め、並びに「しておかなければならない」を「するとともに、都道府県知事に報告しなければならない」と改める。

第十七項を第十五項に改め、第一項中「政令で定め」を「別表に掲げ」に改める。

第十七項を第十五項に改め、第二項中「都道府県知事は」を「都道府県は、条例で定めるところにより」と改め、並びに「勧告」を「命令」に改める。

第十八項の見出し中「届出」を「許可」に改める。

第十八項を第十六項に改め、「厚生省令、通商産業省令」を「都道府県の条例」と改め、「次の事項を」を削除し、「に届け出」を「の許可を受け」と改める。

第十八項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、及び第二項、第三項は削除する。

第十八項の二を第十七項に改め、「三十日以内以下事項」を削除し、「都道府県知事の指定する期限内に条例の定めるところにより」に加え、「に届け出」を「の許可を受け」に改める。

第十八項の二の二項は全文削除する。

第十八項の三を第十八項に改め、「厚生省令、通商産業省令」を「都道府県の条例」と改める。

第十八項の四を第十八項の二に改め、「都道府県知事は」を「都道府県は、条例の定めるところにより、」を改める。

第十八項の五を第十八項の三に改め、全文を削除して「第九項及び第十項の規定は、第十六項又は第十七項の規定による許可を受けた者について準用する。

第十八項の五の第二項を第十八項の三の第二項として「十三項」を「十一項」に改める。

第三章の章名を「許容限度等」を「許容限度、設備等」に改める。

第十九項第一項中「運輸大臣は」を「都道府県は条例の定めるところにより」と改める。

第十九項第二項中「が確保以下」を「を確保しななければならない」に改める。

第十九項第三項を全文削除し、「都道府県は、条例の定めるところにより、自動車の使用する燃料について、その基準を定めることができる」を加える。

第二十三項第一項中「都道府県知事は」を「都道府県は条例の定めるところにより」と改め、並びに「として以下発生したとき」を削除する。

第二十三項第二項中「厚生省令、通商産業省令」

の二ヶ所は「都道府県の条例」と改める。

第二十三項第三項中「都道府県知事は」を「都道府県の条例の定めるところにより」と改める。

並びに「勧告」を「命令」と改める。

第二十三項第四項中「都道府県知事は」を「都道府県は条例の定めるところにより」と改め、並びに「場合として以下該当する」を削除する。並びに「勧告」を「命令」に改める。

第二十六項第一項中「都道府県知事は」を「都道府県は、条例の定めるところにより」と改め、並びに「政令で定めるところにより」を削除する。

第二十七項を全文削除する。

第二十八項を第二十七項に改める。

第二十九項を第二十八項に改める。

第三十項を第二十九項に改める。

第三十一項を第二十九項に改める。

第三十二項を第三十項として、全文削除して「罰則については、都道府県の条例の定めるところによる」を加える。

第三十三項の二以下第三十七項を全文削除する。

附則第二項中「三十日以内に、以下 この限りでない」を削除して、「都道府県の定める条例により改正後の第六項の許可を知事の指定する期限内に受けなければならない。」

附則第三項及び第四項を削除する。

附則第五項を第三項とし、罰金は条例による。

附則第六項を第四項に改める。

附則第七項を第五項に改める。

附則第八項を第六項に改める。

附則第九項を第七項に改める。

附則第十項を削除する。

附則第十一項を第八項に改める。

附則第十三項を削除する。

別表

一、ばい煙発生施設に係る排出規制の一環として規制するもの

カドミウム、マンガ、クロム、バナジウム、鉛及びこれらの化合物

二、ばい煙発生施設以外の施設に係る排出規制として規制するもの

弗化水素、弗化砒素、塩化水素、塩素、二酸化窒素、一酸化窒素

三、一及び二の物質とともに事故時の際のみ規制を必要とするもの

アンモニア、シアン化水素、ホルムアルデヒド、メタノール、リン化水素

○加藤委員長 ます、両修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求めます。岡本富夫君。

○岡本委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党を代表いたしまして、ただいま議題となっております大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に對する修正案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項第三号の改正規定中「弗化水素」の下に「鉛」を加える。

第二条第六項の改正に関する部分を次のように改める。

第二条第六項中「一酸化炭素その他の人の健康に有害な物質であつて」を「一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で」に改める。

第四条第一項の改正規定中「政令で定める基準に従い」を「政令で定めるところにより」に改める。

第十八条第二項の改正に関する部分中「当該特定施設設置者」の下に「勧告する」を「命ずる」に加える。

第二十三条第四項の改正規定中「ばい煙」に起因する場合に於ては」の下に「厚生省令、通商産業省令で定めるところにより」を加え、「勧告し」を「命じ」に改める。

第三十三條の二第二項第二号の改正規定中「第十八條の四を」を「第十七條第二項、第十八條の四又は第二十三條第四項」に改める。

次に、本修正案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

一、ばい煙の定義に例示として鉛を、自動車の排出ガスの定義に同じく炭化水素及び鉛を加えること。

二、都道府県がきびしい排出基準を定めることができる場合における政令で定める基準に従うべき旨の規定を、政令で定めるところによるべき旨の規定に改める。

三、特定物質に関する事故時の措置について、勧告を命令に改めること。

四、ばい煙発生施設の緊急時の措置として、勧告を命令に改めること。

何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○加藤委員長 米原昶君。

○米原委員 私は、日本共産党を代表して、大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由とその概要を簡単に御説明申し上げます。

第一に、目的の項に、自然環境の保護を加えること。

第二に、定義の項に、ばい煙以外の有害物質を法律の別表として掲げること。

第三に、排出基準の項を改めて、国の定める環境基準をこえ、地域的な環境基準の設定、それに見合う地域的な排出の総量に基づく排出基準を条例として定めることができるようにすること。

第四に、ばい煙発生施設の設置の届け出制を改めて、知事の許可とすること。

第五に、ばい煙排出者による測定の記録の義務に加えて、知事への報告を義務づけること。

第六に、緊急時の知事の措置を勧告から命令に改めること。

第七に、自動車排出ガスの許容限度の設定を知事の権限として、アフターバーナーなどの防除設備も実質的に設備されるものとする。また、使用する燃料の基準を条例で定めるものとする。

第八に、電気、ガス、鉱山などのすべての適用除外を廃止することであり。

以上が私たちの修正案の提案理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○加藤委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○加藤委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、米原昶君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、岡本富夫君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は、岡本富夫君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○加藤委員長 本案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が佐野憲治君外三名から提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。佐野憲治君。

○佐野委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党を代表して、ただいまの法律案につきまして附帯決議を付するの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に對する附帯決議（案）

一、ばい煙の定義に、ちつ素酸化物、硫化水素等加えるよう検討すること。

一、自動車排気ガスの定義に、ちつ素酸化物を加えるよう検討すること。

一、重油脱硫装置の技術開発に努力すると共に政府は、これに対して助成の措置を講ずること。

一、火力発電所、製鉄会社など大口消費企業に排煙脱硫装置をつけさせるよう努力すること。

一、低硫黄原油の輸入に努力すること。

その趣旨につきましては、本案の審査に際し十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

採決いたします。本動議のごとく本案に附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付するに決しました。

第二類第五号 産業公害対策特別委員会議録第六号 昭和四十五年十二月十日

二二

本附帯決議について政府より発言を求められておりますので、これを許します。内田厚生大臣。
○内田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府におきましてもその趣旨を尊重し、極力努力をいたす所存でございます。

○加藤委員長 ただいま議決いたしました四法案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○加藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

昭和四十五年十二月二十一日印刷

昭和四十五年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局